

平成29年3月9日

◎明神委員長 ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。（9時59分開会）

本日の委員会は昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。昨日の委員会で坂本茂雄委員から質問のありました青年就農給付金について執行部から説明の申し出がありましたので、受けたいと思います。

農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎元木農地・担い手対策課長 平成27年度の青年就農給付金に関します数字でございますけれども、国から5億2,107万9,000円をいただいておりますが、1億5,999万3,000円の不用が生じたところでございます。多くの不用が生じていることは大変恐縮でございますけれども、やはり市町村の皆様方から年度当初いろいろと要望いただいた額を国からしっかりと確保しておきたいということから、このような状況が生じている次第でございます。

〈協同組合指導課〉

◎明神委員長 協同組合指導課の説明を求めます。

◎井澤協同組合指導課長 平成29年度の当初予算案について御説明いたします。

資料No.2の議案説明書（当初予算）の336ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なものを御説明いたします。

9の国庫支出金の14災害復旧費補助金は、農協等の共同利用施設の復旧等に要する経費を受け入れようとするものです。

次の12の繰入金金は農業改良資金助成事業特別会計からの繰入金となっております。

次の337ページをごらんください。

歳出を御説明いたします。

3目の協同組合指導費です。右の説明欄の1人件費は、当課職員の人件費です。

2の農業協同組合等検査指導費は、農協や森林組合の検査等に要する経費でございます。このうち農協については、農協法の規定に基づき農協の業務及び会計の状況について検査を行うとともに、定款や事業規定の認可、運営指導などを行うことで、経営の健全化、運営の適正化を図ることとしております。

なお、森林組合については、合併などの指導に係る業務は林業振興・環境部が所管しておりますが、検査業務は平成15年度から当課で行っております。

また、農協の組織再編に関してですが、JAグループ高知では、経営基盤を安定させ、将来にわたって農業の振興や組合員所得の向上などに取り組むため、県域JAを平成31年1月に発足させることを決定されました。この県域JAの構想の概要につきましては、後ほど報告事項の中で御説明させていただきます。

次に、3の農業共済団体対策費は、農業災害補償法の規定に基づき、国の農業共済制度

を担う農業共済組合に対して検査・指導を行うための事務費となっております。

4の農業近代化資金等融資事業費のうち、電算システム保守委託料は利子補給計算や償還などの資金管理システムの保守管理を委託するものでございます。

以下、農業者に低利資金の融資を図るため、農業近代化資金を初めこのページから次の338ページにかけて列挙しております各種制度資金について、それぞれ利子補給を行うものでございます。

338ページの5の高知県農業信用基金協会特別準備金出捐金は、農業近代化資金等で無担保、無保証人の融資を行う際、保証業務を行う上で必要となる保証事故の準備金として基金協会が積み立てる、その経費の一部を出捐するものでございます。

6の農業改良資金助成事業特別会計繰出金は、特別会計の資金の管理等に要する経費を一般会計から繰り出すものです。下段にあります15災害復旧費の説明欄の農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金は、台風などで被災した共同利用施設の修理・復旧に要する経費を補助するものです。

これら当課の一般会計の当初予算の総額は1億9,167万2,000円で、対前年度比96.1%となっております。

次の339ページには、債務負担行為を計上しております。農業近代化資金を初めそれぞれの制度資金について、各償還期間に係る利子補給の限度額をそれぞれ計上したものでございます。

次に、特別会計を御説明いたします。

同じ資料の804ページをお願いいたします。

この特別会計は、農業改良資金と就農支援資金の2つの資金を区分整理するために設置されたものでございます。現在これらの資金については、貸し付け主体が県から日本政策金融公庫に移っておりますが、移行する以前に県が貸し付けた分の償還金等について管理を行っております。

歳入でございますが、事業に連動いたしますので、歳出のほうで御説明いたします。

次の805ページをお願いいたします。

農業改良資金の1の貸付勘定の説明欄1の償還金と2の一般会計繰出金については、平成28年度中に県に償還される予定の額を、資金造成元である国と県の一般会計にそれぞれ返還しようとするものです。

その下の2の業務勘定の説明欄の1の農業改良資金管理運営費は、資金管理や委託をしているJA高知、県信連への事務取扱手数料や、債権管理に係る連帯保証人等の調査委託料、転貸貸し付けを行う金融機関への運営費の補助金、その他債権管理回収に要する事務費を計上しております。

次の806ページは、就農支援資金になります。

1の貸付勘定科目の説明欄の1の償還金と2の一般会計繰出金については、約定などに
基づき資金造成元の国と県の一般会計にそれぞれ返還しようとするものです。

2の業務勘定の説明欄の就農支援資金管理運営費は、農業改良資金と同様に債権管理に
要する経費を計上しております。

以上、特別会計の当初予算の総額は8,126万8,000円で、対前年度比95.6%となっております。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

平成28年度2月補正予算案、資料No.4、議案説明書（補正予算）になります。

169ページをお願いいたします。

3目の協同組合指導費の説明欄の1の農業近代化資金等融資事業費は、農業近代化資金
を初めとする各種制度資金の利子補給承認実績が当初の見込みを下回ったために、それぞ
れ減額しようとするものでございます。

2の高知県農業信用基金協会特別準備金出捐金は、農業近代化資金において基金協会の
代位弁済額が当初の見込みを上回り、準備金の積立額が不足することとなったため、高知
県農業信用基金協会に出捐する特別準備金を増額しようとするものでございます。

3の農業改良資金助成事業特別会計繰出金は、農業改良資金の債権管理に要する経費な
どが当初見込みを下回ったために、これに伴い特別会計への繰出金を減額しようとするも
のです。

次に、特別会計の補正予算案について御説明いたします。

370ページをお願いいたします。

歳入につきましては、事業の減額に伴い生じたものでございますので、詳細は歳出のほ
うで御説明いたします。

371ページをお願いいたします。

歳出を御説明いたします。

まず、1の農業改良資金の1貸付勘定でございます。貸付資金については、順次造成元
である国と県の一般会計にそれぞれ返還しておりますが、償還金について当初見込んでい
た額を下回ったことから、減額補正を行うものでございます。

2の貸付勘定の農業改良資金管理運営費と一番下にございます就農支援資金管理運営費
につきましては、債権管理に係る経費が当初の見込みを下回ったことから、それぞれ減額
補正をしようとするものでございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈環境農業推進課〉

◎明神委員長 次に、環境農業推進課の説明を求めます。

◎松村環境農業推進課長 環境農業推進課の平成29年度一般会計当初予算案と平成28年度の2月補正予算案について説明をさせていただきます。

初めに、平成29年度一般会計当初予算案につきまして、恐れ入りますが、②の資料、議案説明書（当初予算）の340ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明をさせていただきます。

7款分担金及び負担金につきましては、派遣職員2名分について派遣先の市町村から負担を求めるもの、また8款使用料及び手数料につきましては、県立農業大学校の授業料や入校料、また農業担い手育成センターの研修料などでございます。

9款の国庫支出金は、341ページにございますように、農業振興センターの普及事業、環境保全型農業直接支払交付金などの国の交付金や委託金でございます。

12款繰入金に、南海トラフ地震対策の財源として、農業技術センターのA重油、灯油耐震タンクなどの工事に関するものを、基金から繰入金として7,490万4,000円を計上しております。

342ページをお願いいたします。

14款諸収入につきましては、農業技術センターの農林水産省や環境省などからの受託事業による収入などでございます。

15款の県債の8目農業振興債は、農業技術センターの本館改修工事に充てることとしております。

以上、29年度の歳入は3億1,950万5,000円で、平成28年度より964万円の減額としております。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

それぞれの項目を説明する前に、平成29年度の新規事業をまとめて説明をさせていただきます。お手数ですが、お手元にございます商工農林水産委員会（議案に対する補足説明資料）の赤の環境農業推進課のインデックスをお開きいただきたいと思います。

まず、普及指導活動促進事業費の薬用作物指導力強化促進事業費につきましては、中山間地域の有利品目として定着をしておりますミシマサイコなどの薬用作物の安定生産と農家所得の向上を図るため、越知町にございます農事組合法人ヒューマンライフ土佐に薬用作物の栽培指導を専門に活動する専門員を配置いたしまして、県内全体を対象に、地区ごとの学習会やきめ細かな個別循環指導などの業務を委託いたしまして、農家の栽培技術の向上はもとより、また農業振興センターの普及指導員の活動とも相まって、生産性の向上を図ってまいりたいと思っております。

次の女性農力向上支援事業費につきましては、女性農業者の活躍促進に向けて農業セミナー、はちきん農業大学を開設いたしまして、環境制御やIPMなど、高度な栽培管理技

術の現場研修、労務管理など、経営管理の座学、アシストスーツやトラクターなどの農業用機器の体験実習などを通じまして、経営感覚にすぐれた女性農業者の育成を図ってまいります。またあわせて、県域でのセミナーや各地域で学んだ調査や研究の成果などでの交流を通じまして、それぞれの課題や情報の共有を図り、次世代を担う女性リーダーの育成につなげていきたいと考えております。

②農業担い手育成センター研修推進事業費の新、東京農業大学連携推進事業費につきましては、昨年10月に締結をいたしました東京農業大学との包括連携協定に基づきまして、例えば県の農業技術センターの研究者との交流や大学の教授をお招きいたしまして、鮮度技術の開発や土佐酒の酒米の生産振興を推進するとともに、東京農業大学の学生の高知県での農業体験実習、またインターンシップ生の受け入れ、東京農業大学での高知県をPRする講座の開催などを予定しております。

今後、東京農業大学と連携を深めていくことで、東京農大生の高知県での新規就農者の確保、鮮度保持技術の開発などによりまして、また土佐酒の振興などにつなげていきたいと考えております。

③防除技術普及事業費につきましては、現在、天敵昆虫を利用することで、害虫につきましては省力的な防除が定着をしてきておりますが、一方で病害防除につきましては、殺菌剤の散布による防除が必要で、省力的に防除できるような技術開発が求められております。そこで、環境に優しく省力的に防除ができる燻煙剤や常温煙霧機などの登録データ作成を公的機関に委託することで、農薬の登録を促進させてまいりたいと思っております。あわせて、殺菌剤に頼らない環境制御技術などの防除技術も開発し、また普及することで総合的な病虫害防除技術、IPMを県内に普及させる取り組みを一体的に行ってまいります。

次の④ですが、県産米需要拡大推進事業費では、加工用米利用促進事業費補助金を新たに創設いたしまして、土佐酒の原料の県産米の比率を高めるために、酒造メーカーが要望する主食用の中でも酒造適性の高い県産米フクヒカリを作付した場合に、同じく主食米でございませコシヒカリとの農家手取りの差額、10アール当たり5,000円を定額で補助するものでございます。このフクヒカリへの転換が進みますことで、生産者にとりましても、加工用米作付による収入の減少に対応することができ、また酒造メーカーにとりましても、酒造適性の高い県産米を活用することができるということで、土佐酒の振興に寄与できることが期待できると考えております。

以上が平成29年度環境農業推進課の新規事業でございます。いずれも別冊になっておりますが、ポンチ絵のほうもそれぞれ載せておりますので、またごらんいただきたいと思っております。

続きまして、お手元の議案説明書の②に基づきまして、歳出を説明させていただきたい

と思います。

お手数ですが、②の資料の344ページをお願いいたします。

4目環境農業推進費の person 費、1の person 費につきましては、環境農業推進課と農業技術センター、農業大学校、また農業振興センターの職員など、280名の person 費でございます。

中ほどの3農業振興センター普及活動費は、普及指導員の活動に必要な経費や備品の購入に要する経費でございます。

次の4普及指導活動強化促進事業費は、産業振興計画を推進するために普及指導計画に基づきまして普及活動を推進するとともに、普及指導員の専門性を高めるための体系的な研修の実施、農業者、農業団体、行政機関を結びますネットワークとして開設しておりますこうち農業ネットを維持管理するための経費でございます。新規事業で先ほど説明いたしました薬用作物指導力強化促進事業費、また女性能力向上支援事業費もこの細々目の中に含まれております。

次に、345ページでございます。

5環境保全型農業推進事業費は、本県農業の基本的な取り組みであります環境保全型農業を推進するために、環境保全型農業の啓発や技術の確立と普及を図るとともに、これらを実践する生産者組織の育成を図るものでございます。また、オランダ・ウェストラント市との技術交流によりまして、環境保全型農業の技術開発と普及の加速化を図ろうとするものでございます。

2つ目にあります環境保全型農業推進事業費補助金は、天敵などの購入経費や有機JAS認定手数料、有機農業における生産技術の向上、また販路開拓などに係る経費を補助するものでございます。

3つ目の環境保全型農業直接支払交付金は、環境保全に効果の高い営農活動を支援するため、化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減した上で、堆肥の施用や天敵昆虫の利用など、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動を行うか、または有機農業に取り組むという場合に、その面積に応じて交付金を交付するものでございます。

次の環境保全型農業直接支払推進交付金につきましては、市町村が行う確認事務などに要する経費を交付するものでございます。

次の6県産米需要拡大推進事業費は、高品質で食味の高い、いわゆるこだわり米の県外への有利販売の取り組み、酒米の品質向上及び生産の拡大などを支援するとともに、水稻の品種の選定、また優良種子の確保などにより、県産米の需要拡大を図るものでございます。

1つ目の県産米ブランド化推進事業費につきましては、お米のブランド化に向け、お米の品質や認知度の向上、県外への販売促進活動などの取り組みに対して助成するものでござ

ざいます。

次の加工用米利用促進事業費補助金につきましては、先ほど新規事業で説明をいたしましたフクヒカリへの生産に対する助成をするものでございます。

次の7の農業大学校教育推進事業費は、いの町にあります県立農業大学校の運営に要する経費や農業に関する技術や経営について実践的な教育を実施するための経費でございます。市場調査、篤農家などの外部講師をお招きいたしまして講義を実施するほか、先進農家の留学研修、また資格の取得など、授業内容の充実に努めているところでございます。

次の346ページをお願いいたします。

上から2つ目でございますが、平成29年度には総合環境制御装置を備えた、いわゆるオランダ方式の次世代型のハウスの建設を約3,400万円かけて建設するよう予定をしております。これにより高度な栽培管理能力の向上に努めてまいりたいと思っております。

次の8農業担い手育成センターの研修推進事業費につきましては、新規就農者の育成や先進技術を実証するための拠点であります四万十町の農業担い手育成センターでの研修実証ハウスの整備や運営に要する経費、また基礎技術の研修や先進技術の実証、そして就農希望者と産地とのマッチングなどに要する経費でございます。

2つ目の就農研修指導業務等委託料は、研修実証ハウスの栽培準備や出荷作業などの業務、またホームページや電話の受け付けなど、研修生の募集に関する業務を外部に委託するものでございます。

9植物防疫総合対策事業費は、病虫害発生予察や農薬の適正使用など、病虫害防除対策により安全で適正な防除対策に取り組むための経費や病虫害防除所の運営に要する経費でございます。

1つ目の病虫害発生状況調査委託料につきましては、病虫害発生予察に必要な現地調査の一部を委託するものでございます。

また、次の肥料成分分析委託料は、肥料取締法に基づきまして立入検査した肥料の分析を外部に委託するものでございます。

続きまして、347ページをお願いいたします。

10の防除技術普及事業費は、先ほど新規事業の中で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

5目の農業試験研究費でございます。1の農業技術センター管理運営費は、南国市の農業技術センター、また高知市朝倉にあります果樹試験場、仁淀川町にあります茶業試験場の運営に要する経費でございます。

委託料の清掃等委託料は、清掃委託、施設の維持管理に必要なもの、また2つ目の園地除草等委託料は果樹試験場の草刈りを民間の業者の方に委託するものでございます。

3つ目の施設整備工事等請負費は、農業技術センターの本館改修工事、またA重油、灯

油耐震対応タンク及び配管改修工事などに要する経費でございます。

2の農業試験研究費は、試験研究機関において新施設園芸システムの研究開発、また天敵利用などの環境保全型農業の技術、高品質、多収生産技術、また優良品種、農産物の鮮度保持技術など、研究開発に要する経費でございます。

1つ目の実験補助業務委託料は、農業技術センターの実験器具の洗浄などを民間業者の方に委託するものでございます。

次の348ページをお願いいたします。

野菜遺伝資源更新等委託料につきましては、遺伝資源として保存しております植物の種子等の更新と増殖を民間業者の方に委託するもの、また2つ目の施設維持管理委託料につきましては、ハウスのビニールの張りかえ作業や畦畔の草刈り等を委託するものでございます。

以上、環境農業推進課の当初予算額につきましては、28億1,572万7,000円で、前年より9,819万8,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、農業担い手育成センターの施設整備に要するものの減額などでございます。

続きまして、平成28年度2月の補正予算案を説明させていただきます。

恐れ入りますが、④の資料、議案説明書（補正予算）の172ページをお願いいたします。

その手前に、170ページに歳入がございますが、歳出と連動しておりますので、歳出のほうで説明をさせていただきます。

4目の環境農業推進費のうち、1農業大学校運営費及び2農業担い手育成センター整備事業費の施設整備工事請負費は、入札による工事請負費の減によるものでございます。また、3植物防疫総合対策事業費の減額は、農薬の残留分析委託料が当初の見込みを下回ったものでございます。

5目の農業試験研究費の1農業技術センター管理運営費につきましては、国からの受託事業が見込みを下回ったものや、入札による工事請負費の減によるもので、それぞれ充当をする予定でございました国費や県債などを減額するものでございます。

173ページをお願いいたします。

農業試験研究費ですが、これも国からの受託事業が見込みを下回ったものによるものでございます。

続きまして、174ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして説明をさせていただきます。

4目環境農業推進費の農業大学校運営費、農業担い手育成センター整備事業費及び5目農業試験研究費の農業技術センター管理運営費でございますが、いずれも県有施設の整備に係る工事請負費、またその工事管理委託料でございます。いずれも今年度末の3月下

旬を工期の完了日としており、工期の延長の可能性もあることから、繰り越しをお願いします。
るものでございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 越知町のミシマサイコの関係ですが、この現在の生産体制、生産量、出荷額なんかはわかりますか。

◎松村環境農業推進課長 ミシマサイコですが、平成28年度現在になります。生産面積が26.4ヘクタール、農家戸数が85戸で、その生産の体制につきましては、薬用作物は製薬会社との契約で流通がなされる仕組みになっております。そこで、高知県では農事組合法人ヒューマンライフ土佐が株式会社ツムラとの契約によって、県内の生産のほとんどを契約しております。その関係で生産されたものは農家の段階で、いわゆる洗い、それから乾燥させたものをヒューマンライフ土佐に出荷をする。そこで、ツムラとの契約額によって出荷するという形態になってございます。

◎坂本（孝）委員 額は幾らぐらいになります、年間。

◎松村環境農業推進課長 この契約の額につきまして、製薬会社と出荷の取りまとめをするヒューマンライフ土佐との契約の額になりますので、ここは公表されておりませんが、ヒューマンライフ土佐から生産農家の方に支払われた額が3億2,407万5,000円となっております。

◎坂本（孝）委員 その課題とかは何かありますか。畑で、草が生えることもあると思いますが、除草対策とか、そこら辺はどうやったんですか。

◎松村環境農業推進課長 特にミシマサイコでございまして、冬場の厳寒期、1月から2月に播種をし、それから夏場の除草対策に非常に労力をとられる。また、収穫時期が12月から1月の厳寒期の水洗いの作業とかが出てまいりますので、非常に生産農家の方にとりましては、寒い中での作業、また猛暑の時期での草刈りなどの作業が出てまいります。一方、経営的には雇用をして面積を拡大するためには、反10アール当たり30キロの生産量を上げなければペイしないということで、御家族、家内労働でやっている分にはいいんですが、雇用で規模拡大をすると、非常にその分の経費がかかって、なかなか規模拡大が困難になる実態がございまして。

◎坂本（孝）委員 それは何年か前からいうと、農家の所得はふえていますか。

◎松村環境農業推進課長 特に面積は一時期からいいますと、約30ヘクタールから現在26ヘクタールまで減ってはきておるんですが、一方で反30キロを上げる生産農家の比率が徐々に徐々にふえてきておりまして、どちらかというとも面積は縮小しながら1戸当たりの所得は向上してきている状態が今の状況でございまして。

◎坂本（孝）委員 もう一点、フクヒカリですか、酒米、これ1反当たり5,000円の補助があるということですが、今飼料米をつくると、1反当たり8万円ありますよね。これと

の兼ね合いはどうか。フクヒカリつくるより飼料米のほうがええみたいな感じもあるんですが、倍ならやっぱり高いですか、そこら辺どうでしょうか。

◎松村環境農業推進課長 県内ではどうしても主食米をつくりたい、特にやっぱり売れる米をつくりたいという農家の方が非常に多いですので、どちらかという、主食米をつくりたい傾向が高い。一方で、県では飼料米のほうも推進はしてきております。特にコシヒカリの作付が非常に要望が高いこともありまして、そこを酒造業界等の要望もあります。特に県産米を酒に使っていただきたい思いもあって、こういう事業を創設したところでございます。飼料米は飼料米で推進しておるので、どうしても主食米を推進する方には、こちらの事業を活用していただきたいと思っております。

◎坂本（孝）委員 最後ですけれど、有機の関係ですけれど、市町村によって位置づけなんか、それぞれ計画があるわけですが、市町村によって随分差がある。平場の市町村では有機とかは、中山間の寒いところでやるもんやというイメージがあったりして、平場の市町村では余力を入れていないのが現状なんです、そこら辺の対応ですよね、市町村格差の解消とか、それから有機についてことし直販でフェスタやったですけれど、ああいうようなPRも大分広まっておりますけれども、市町村格差、それから県外へのPR、そういうものはどうやっていくか、それから県内でも有機の農家は県外へ出しているわけですよ、みんなが。県外では売れるわけですね。高知県民の有機への認識度が低い現状があって、フェスタなんかをもっとどんどんやってもらいたいんですが、ここら辺はどんな感じですか。

◎松村環境農業推進課長 現在、有機農業に取り組んでおられる方、47事業者、87戸ということで、実際有機農業で営利目的、農業として、業としてやっていこうという方は、非常にまだ数的には少ない状況でございます。特にこういう有機に取り組む方が多い、例えば四万十町でございますとか大豊町につきましては、行政も一緒になってやっているところですが、まだまだ取り組んでいる農家の方が少ない市町村につきましては、計画があるんですけども、実際面で支援措置などもできていない傾向がございます。まだそういう数が少ない状況ですので、こういう取り組む農家を何とかふやしていきたいと思っております。また、先ほどお話いただきましたように、ふやすためには、やっぱりグループ化をして、それこそ県外での販路開拓、県内での消費拡大を図っていきたいということで、昨年12月18日に有機農業のフェスタを開催いたしました。来客数が800人で、非常に多くの方が途切れなく会場に足を運んでいただきましたので、これをまた継続開催をしていく、またそれに対して県も一定の補助もさせていただいておりますが、何とかまだまだ小さいパイを、徐々に徐々にですが、大きくしていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 一つそれに関連しますけれども、薬用作物の関係ですけど、この指導員の方は、委託内容の中で、普及指導員と連携した県域での指導活動の実施だとか、実証

圃の設置調査協力、普及指導員、市町村、生産者、メーカーとの連携が主にあるみたいですが、すけれども、これから例えば薬用作物の栽培とか新たな取り組みをしようという方の相談、そういう部門もここで受けてもらえる形になるのでしょうか。それは各普及センターになってくるのか、その辺はどうなのでしょう。

◎松村環境農業推進課長 これまで薬用作物の指導につきましては、農業振興センターのほうで直接地域ごとの指導をしておりました。なので、農業振興センターのほうで通常の質問は、御相談とか、お受けするような体制を堅持していく。新たに今回薬用作物を専門に指導する職員の方を雇用したいと思っておりますので、その方が定着してきますと、例えば出荷をしたとき、ヒューマンライフ土佐に出荷物を持っていったときの相談を受けていただくとか、例えば実証成果について勉強会するとか、今までは振興センターだけだったものが、こういう専門員の方にも相談できるという形で、むしろそういう体制を強化してまいりたいと思っております。二重にはなるかもわかりませんが、そういう形を想定しています。

◎坂本（茂）委員 そしたら、振興センターでの窓口対応は今までどおりやるということですね。

それと、女性能力向上支援事業の関係で、一方で農業・農村男女共同参画推進事業が廃止になっていますよね。去年までやっていてそれなりに一定成果があり、目的を達したからこれは廃止をしましたと、けれど一方で女性のもっと農業者を対象にした経営的な能力を高めてもらうとか、基幹農業者としての位置づけを高めていこうとかというようにところにシフトするわけでもない、そこら辺の関係性はどんなになるのか。

◎松村環境農業推進課長 御質問いただきましたように、一方で廃止がございます。これは事業のスクラップ・アンド・ビルドで、いわゆる細目を統合したりとかという形で廃止となっておりますが、内容的には事業としては継続をしております。これに新たに今回のはちきん農業大学の取り組みが加わってくことで、決して内容を後退させるとか、やめるとかというものはございません。

◎坂本（茂）委員 そうした場合に、ちょっと私今回聞いていて、はちきん大学という名称が、例えばもし県外の方とかから聞かれて、はちきんということに対してどう説明をされるつもりですか。はちきん大学という名称ですけれども、はちきんとはどういうものですかと、例えばIターン、Uターンで来て、農業に携わろうと思っている女性の方が聞いたときに、どうお答えするつもりですか。

◎松村環境農業推進課長 今回、この事業を立ち上げるときに、やっぱり女性の経営能力の向上、特に雇用問題を含めまして一番日々直面しているのが女性農業者であるという認識を持っています。農業以外でも、例えば介護であるとか、子育て、一番直面をしている方、一方で農業をしていく上でも、農業経営者のパートナーとして大きな力を発揮してい

ただきたいということで、通常でいくと、男まさりというイメージでよく表現をされておりますが、これは経営のパートナーになっていただきたいということで、今回はちきんということで、逆に男性大学はいごっそう大学になるかもわかりませんが、そういう意味を込めてこういう名前をつけておりますので、どちらかという、真の経営のパートナーになっていただきたいということで、うちのほうは県民の方に親しんでいるはちきんという名前をつけたと説明したいと思っております。

◎坂本（茂）委員 今男まさりという言い方をした。じゃあ、男まさりじゃないといけないのかということは、私はすごくそういう意味で、議場でのやりとりを聞いていても違和感を感じたんですよ。一方で男女共同参画の事業もこれに、まあ言うたらビルドしているんだというのであれば、そこがもう少し確かななじんだ言葉として県民にはあるのかもしれないけれども、農業における男女共同参画を考えたときに、その言葉が適当なのか、そんな議論というのは部内とかでしたことはないですか。

◎松村環境農業推進課長 この事業を立ち上げますときに、部長も一問一答で御答弁させていただいたと思いますが、女性農業者の方とまずは意見交換会から始まっております。代表者の方は非常に集団のリーダーとして経験が豊富なんですが、自分たちの農業者全体を見た場合に、例えば若い農業者の方はなかなか外へ出てきてくれないと、自分たちの仲間に入ってくれないとか、それからどうしても家庭に引きこもりがちな女性がおるということで、むしろこういう場に集団活動に参加していただきたいという思いがあるというお話も伺いしております。そこで、女性農業者がそういう方を鼓舞するためにも、はちきんにしたらどうかということで、そういう御意見も反映をいたしまして、今回のネーミングをさせていただいたところでございます。決して部内だけで勝手に決めたということではないんですが、そういう意を酌んで今回ネーミングをさせていただいた経過がございます。

◎坂本（茂）委員 いろいろ受けとめ方の違いというのがあるのかもしれないですけども、逆に言うと、じゃあそういうとこへ出ていくことで、男まさりになろうとか、そういうことじゃないといけないのかと受けとめられたりとか、別に普通の女性が普通に農業を担いながら、しかも経営感覚も身につけてやっていくということでもいいんじゃないかなと思うんですけども。

◎松村環境農業推進課長 名前をつけるときには、新規性とか、特に女性農業者を対象に、またそのパートナーとなる男性の方も一緒に参加していただきたいということで、男性の方にも入っていただきたいと思っているところなんですけど、やはり経営のパートナーを育てていくことで、それからどうしてもインパクトのあるネーミングというのも、行政の効果を高めるためには必要ではないかということも狙って、特にこういう名前をつけさせていただいたところがございます。

◎坂本（茂）委員 もうこれで最後にしますが、結局部長も議場で男性の方もという言い方されていましたが、ただこのポンチ絵見たら、県内在住の女性農業者が対象ということにはなっているんですね。じゃあ、男性の方も一緒に学んで、よりよき農業の経営者、パートナーになってもらいたいというんだったら、別にはちきんという言葉にこだわらなくてもいい。むしろ男女がともにそういう能力をスキルアップして行ってやっていくということで、もっとネーミングとして考えてインパクトのあるもんがほかに考えられなかったのかとかということを考えたりするわけです。ずっと違和感を感じていましたんで、言わせてもらいました。

◎味元農業振興部長 議場でのやりとりの中で少し違和感を感じられたというお話でございますけれども、今課長から申し上げましたように、決してはちきんという、この捉え方自体もいろいろあると思うんですけれど、男まさりの農業者を育てていくとかという、そういうイメージでは全然なくて、いわゆるばりばり農業の現場で活躍できるような、活躍をしていただく、そういうようなイメージでぜひこれを捉えていきたいというところでございます。

最後に御質問者のたしか土居議員だったと思いますけれども、男まさりの何とかという御発言があったように思いますけれども、私どもとしてはそういう女性とかというよりは、とりあえず女性がばりばり活躍できるような、そういう条件を整えていきたいと、そういう中でどういうネーミングがインパクトがあるかなと、こういうことをいろいろ議論している中で、はちきんという言葉を使わせていただいたと、趣旨はそういうことで、男まさりの女性を育てるとか、そういう話ではない。ごく普通に農業やっておられる方が参加をしていただいて、少しでも自分を高めていただくような、そういう取り組みの一助になればという趣旨ということについては、御理解いただければと思います。

◎西森委員 薬用作物の指導力強化促進事業についてお伺いしたいと思いますけれども、先ほどの話では、越知町でそういった指導をされることがベースになりながら、県内のいろんなところでも指導をするという、そういう考え方なんですか。

◎松村環境農業推進課長 ベースは越知町でございますヒューマンライフ土佐、生産流通の拠点になりますので、そちらにいたほうが生産農家とのつき合いも大きいという形になりますが、県内の主な産地でいくと、幡多のほうから大豊町、いわゆる439号線沿いに非常に多く産地がございますので、そこをずっと順次学習会の開催とか、それから農家に入っただけの相談、個別巡回指導を行っていただくということで、ベースは越知町にありながら、活動の範囲は県内全域を想定してございます。

◎西森委員 資料を見ると、ミシマサイコの平均収量というのは、越知町内では反当たり31キロ、越知町以外で反当たり17キロということで、そうなってくると、先ほど大体反30キロぐらいで生活ができていくというような話がありましたけれども、越知町以外の収

量をいかに上げるか、そのための指導というのが大事なのかなと思うんですね。だから、そういう面では個別巡回にしても、越知町の農家戸数が85戸で、ちょうどこれ資料では巡回指導も85戸になっていますので、越知町だけを回るのかなと思ったんですけど、先ほど課長から、越知をベースにしながらかそれ以外のところも回っていかれるという話でありました。これ指導員さんと、あと普及所の職員の方ですよ、今予定しているのは1人ですよ。その人だけでは限界があると思うんですね。そこで、普及所の職員の方がそういったノウハウをしっかりとその人から教えてもらって、指導していくことが大事になってくるとは思うんですけども、そのあたり、具体的にどういった連携をしていくのかを教えてください。

◎松村環境農業推進課長 現在のところ、それぞれの産地で学習会、また生産農家の圃場を借りて実証圃の設置など、農業振興センターの普及指導員が実施をしております。そうした農家の方とのつながりがありますので、そのパイプを生かしてさらに専門の方に来ていただくことで、お話のございました越知町も収量が高いですので、よその地域をそれに引き上げていく、その牽引力に今回の専門員になっていただきたいということで、それぞれの学習会の段取りとかは、現地の生産農家のグループの代表の方と一緒にして、そこに講師として来ていただく。県内の情報はそこで先進的な取り組みの普及が進んでいくことで、体制をとっていきたいと思っております。

◎西森委員 その普及所の職員も当然いろんな指導には当たっていくわけですよ。その職員とやっぱり先ほど言った専門指導員との差というのは相当あるという考えなんですか。

◎松村環境農業推進課長 今回、雇用を予定しております専門員については、まだどの方というのは決まっているわけではないんですが、栽培指導そのものはこの4月からになります。ただ、全く素人ではなしに、例えばミシマサイコの状態とか、県内の生産状況についてある程度知識のある方をお願いしようと思っております。そこに実際の栽培に入って、時間は何か月か、半年ぐらいかかるかもわかりませんが、その間に県内全体の取り組み状況など把握をしていただく、また先進農家の技術など学んでいただいて、そして指導者に、それこそ専門の指導者になっていただこうと思っております。

◎西森委員 そうすると、その指導員の方は、これから専門的な指導員になっていただくと、そういうことなんですか。その指導力があって、配置をして、その人がリーダーシップとりながら、普及員さんなり、そういう人を巻き込みながら農家を上げていくという、そういうことじゃないわけですか。

◎松村環境農業推進課長 どうしても専門の方、今葉草の専門の方、栽培の例えばJAの営農指導員の方のように、専門の知識を持っている民間の指導員の方は、県内にはおりませんので、最初はある程度ミシマサイコに対する専門知識を持っている方を雇用していく

予定をしております。それにプラス県内の生産の状況と、むしろ篤農家の技術の情報、それをちょっと何カ月かの間にノウハウを持っていただいて、より専門性を高めていくことを想定しております。

◎西森委員 先ほどの収量なんかは、越知町ではもう平均で31キロですから、それ以上に収穫している人たちもおるわけですよ。だから、そういった人たちの技術というか、そういうものをやっぱり周りに広げていく指導員の役割もあるんでしょうけれども、そういう部分も大事なのかなと思います。そこらあたりはどうなんですか。

◎松村環境農業推進課長 今回、雇用を予定している方、うちのほうの想定では、先ほどお話をいただいた、こういう越知町の特に高いレベルを持っている農家の方のおそばにいる方に、例えば子弟の方とか、行政でも携わったことのある方とか、そういう方になっていただきたい。全く薬草初めてという方は想定をしておりませんので、相当身近なところで高いレベルを持っている方になっていただきたいと思っています。

◎西森委員 大体わかってきました。そういう方にヒューマンライフ土佐に入ってもらって、そしてそこに委託をして、その人に活躍をしてもらおうと、そういう考え方でございますね。わかりました。

◎吉良委員 防除技術普及事業費についてお聞きしたいんですけども、本県のIPM技術は、他県の追随を許さない非常に優秀なものだとお聞きしたんですけども、これ日本で初めて日本植物防疫協会で行っていくということは、IPM技術で手に負えないような事態があったんだと。資料を見ると、天敵をナスすすかび病というんですか、この発生面積が天敵導入前よりも導入後のほうが面積が広がっていると書いていますけれども、具体的にどのような現状でこの外部のところに委託することになったのか。

◎松村環境農業推進課長 今回の新規事業でやる、特にまた日本初というポンチ絵のほうにも表現をさせていただいております。農薬を使うためには、登録、農薬としての安全性の確保などの実証データをもとに農水省がこの病気に対してこの農薬は効果がありますよ。また、それを残留農薬、安全性の面でも安全性が高いということを実証データをずっと積み上げて、それで登録をしないと。特に適用拡大、今回お願いしているのが、この病気に対してこの農薬を通常の散布方法にあわせて常温煙霧機でありますとか、燻煙剤として利用できるように登録を拡大する仕組みになっております。今まではそういう登録及び適用拡大の経費を農薬メーカーがみずから実証してみずから登録し、それで、農水省の認可を受けるというやり方でやっておりました。また、今までの農薬メーカーがその実証データをとるために、例えば1剤とるために何年間もかけて、例えば数億円とか数千万円とか、非常に多額の経費がかかるということで、需要の拡大が見込めない場合には、登録をなかなかしていただけなかったというのが実態でございました。今回、高知県が初めてそれをメーカーにかわって、メーカーと一緒に、公的な農水省の外郭団体が唯一そういうの

をやっていただけということになりましたので、そこですと非常に半公的機関ですので、安い経費で適用拡大、特に実証データもメーカーがやるよりも非常に短期間で登録がおりる可能性が高いということで、そこに高知県が委託をすることによって、適用の拡大を図っていきたいということで、これは今までの仕組みに対する風穴をあけたという形になっておるんですが、それで日本初の取り組みという表現をさせていただいております。そういう制度があります。

一方で高知県に、先ほどお話しいただきましたように殺虫剤、虫による対策につきましては、天敵昆虫で農薬を使わなくても済むようなやり方で、I P M技術が定着をしてまいりました。従来は殺虫剤と殺菌剤を一緒に混合してまぜて消毒をしていたんですが、殺虫剤を散布しなくなると、当然殺菌剤も農薬散布の量も減ってくるということで、例えばナスのすすかび病がほとんどの農家で発生するようになったという背景がございます。殺虫剤はそういう天敵でやっていく、もう一方、殺菌剤、病気のほうも何とかこのI P M技術で定着して、農薬散布を減らしていかなければならない。その部分を今回、先ほどの登録適用の拡大とともに、燻煙剤とか、省力的にもなる、環境にも優しい、そういうやり方を今回の事業で開発、取り組んでいこうとするもので、二重、三重にもなるんですが、効果を狙っているところがございます。

◎吉良委員 単純に、いわゆるI P M技術でだめなんで、薬剤のほうにシフトするのかなあと、そのために委託したのかなと、そうじゃないことがわかりました。

なお、効果というのは、期間的にはどのようなスケジュールを考えておりますか。現場で使われるようになるということですが。

◎松村環境農業推進課長 適用拡大については、一定のめどを持って、例えば実証データがそろうまでというのが、厳しい基準にそぐわなければなりませんので、剤によっては例えば2年かかる、3年かかるものもございますし、もう既にメーカーのほうで既存のデータがそろっているものについては、例えば1年で済むものもあります。その内容によっては違うんですが、一応3年をめどに一つの区切りとしてやっていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 こだわるわけじゃないですけど、さっきのはちきん農業大学の関係で男性も可というお話だったですね。そうなった場合に、これ最終的に女性農業経営マイスターの認定をするんですけど、男性の場合はどうなるんですか、卒業された方は。

◎松村環境農業推進課長 今回、男性も一緒に受講していただきたいというのは、この事業を始めるきっかけが、男性農業者は、例えば生産部会の勉強会とか研究会であるとか、組織の農協の役員会とか、非常に会議に出ていく機会が多い。また奥さんがいてくれるからこそ、勉強会に参加できる。逆に言うと女性の側からは、そういう勉強会に女性も参加できるんだけど、女性のため、女性を中心とした勉強会をつくっていただきたいとい

う要望がありました。そこは栽培に関する先端技術の勉強会と、むしろ農業用トラクターの実習とか、そういうもっと身近な部分の研修をしたい。研修の内容がちょっと大分差がありましたので、今回は女性農業者に集まっていただいて、こういうセミナー方式の勉強会をしよう。当然経営管理になりますと、経営のパートナーになっていただきたいと思っていますので、やっぱり夫婦での参加、また息子さんと一緒に勉強会への参加、また特に新規就農者の方とか、農業がわからない方については、興味のあるものは参加できるような道は広げておきたいと思っております。ただ、女性農業マイスターになりますと、これは単位制を想定しておりますので、例えば一定2年間、そういう勉強会に参加をすることで単位を取得するということになりますので、当然ずっと2年間参加する女性農業者に限定をされてくると想定をしているところでございます。

◎坂本（茂）委員 だから、男性の場合は単位ごとの聴講みたいな形で、自分たちが学ばなければならない講座については聴講するけれども、2年間通してのカリキュラムを全部学ぶ対象にはしてないということでもいいんですかね、理解として。

◎松村環境農業推進課長 排除するわけではないんですが、今想定はそこまではしていないのが実態でございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈産地・流通支援課〉

◎明神委員長 次に、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 まず、当課に係る平成29年度一般会計当初予算案の概要でございます。資料No.2の当初予算議案説明書の349ページをお開きください。

歳入です。歳入は4億9,192万1,000円で、国庫事業の活用に伴う国庫補助金と産地パワーアップ事業の基金事業の活用に伴う雑入等でございます。国庫補助金雑入の詳細につきましては、後ほど歳出で御説明いたします。

次のページ、350ページをお願いいたします。

歳出でございます。総額は17億7,248万3,000円で、前年度に比べて2億2,008万9,000円、率にいたしまして11%の減となっております。減額の主な理由は、次世代施設園芸モデル事業の終了などによるものでございます。

6目の産地流通支援費から右端の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

2の園芸用ハウス整備事業費の園芸用ハウス整備事業費補助金は、研修用ハウスの新規就農、規模拡大などの園芸用ハウスの整備に補助し、園芸産地の維持・強化を図る事業です。29年度は担い手の支援を強化するため、地域にかかわらず、県補助率を新規就農区分等について5分の2以内に拡充し、規模拡大区分については3分の1以内に統一したいと考えております。また、新たに養液栽培の廃液処理装置などをハウスと一体的に整備する場合は、補助対象限度額を上乗せするなどの見直しを考えております。29年度には約18へ

クタールのハウス整備を計画しております。

次の燃料タンク対策事業費補助金は、南海トラフ地震によるタンクからの重油流出による火災などの二次災害リスクの軽減を図る事業で、ヒートポンプなど重油代替暖房機の導入によるタンクの削減や既存のタンクから流出防止機能を備えたタンクへの置きかえに対する補助などを行う事業です。平成29年度はハウス農家個人での申請や防油堤の先行整備を可能とすることで、南海地震対策のさらなる加速化を進めてまいります。

3の園芸産地総合対策事業費は、篤農家を中心に生産技術などの情報を共有する、学び教えあう場の仕組みを活用して、環境制御技術の普及など、産地の課題解決を図る取り組みを進める予算でございます。

3つ下のゆず対策振興協議会負担金と特産果樹販売促進事業費補助金は、高知県ゆず振興対策協議会と土佐ブントアン振興対策協議会が行う販売促進活動などに対する負担金と補助金でございます。

続きまして、351ページをお願いします。

4の競争力強化生産総合対策事業費の競争力強化生産総合対策事業費補助金は、足腰の強い園芸産地を確立するため、国の強い農業づくり交付金を活用して、低コスト耐候性ハウスの整備に対して補助するものでございます。

次の産地パワーアップ事業補助金は、国の基金を活用してリース方式による環境制御機器やヒートポンプなどの導入を補助するものでございます。

上に別冊と書いてあります委員会資料（報告事項）の1ページをお願いいたします。ポンチ絵集になります。

これは当事業を活用する予定の環境制御技術の普及促進の資料です。これの左下をごらんください。平成28年度までに多くの農家が環境制御技術に取り組んでいただきまして、全品目で167ヘクタール、主要7品目で139ヘクタール、率にしまして21%まで普及する見込みとなりました。平成29年度につきましては、右側の中段に記載してありますが、先ほど御説明いたしました国の基金を活用した産地パワーアップ事業と、後ほど説明いたします県事業の環境制御技術普及促進事業を合わせまして約4億円の予算によりまして、環境制御技術の普及を一気に加速化させ、生産量の拡大につなげてまいりたいと考えております。

なお、国の事業は本体価格が50万円以上などの条件がありますので、国の条件に合わない場合について県の事業で対応したいと考えております。

続きまして、2ページをお開きください。

これは次世代型こうち新施設園芸システムの中核をなす次世代型ハウスの普及への取り組みの資料です。この資料の右側に記載してありますように、国や県の各種事業を活用いたしまして、県内各地に次世代型ハウスの普及を進めてまいりました。平成29年度におき

ましても、先ほど説明いたしました競争力強化生産総合対策事業費補助金や園芸用ハウス整備事業、さらには後ほど説明いたします平成28年度補正予算や債務負担などによりまして、次世代型ハウスの整備を進めてまいりたいと考えております。

もとの資料No.2の当初予算議案説明書の351ページにお戻りください。

説明欄の中段やや上の5の野菜価格安定対策事業費をごらんください。次の2つの補助金は、野菜の生産者の経営安定を図るため、計画的に出荷される対象野菜の市場価格が著しく下落した場合に、国、県、生産者がそれぞれ負担し、資金造成していた中から、一定の基準に沿って価格差補給金を交付する国の事業に要する県の負担分を計上しております。

次の6の園芸品等販売拡大事業費の高知の花展示商談会開催委託料は、首都圏等で開催する高知県産花卉の展示商談会を、また次の青果物販路開拓支援事業費委託料は、こだわりのある野菜、果実の販路を拡大するため、飲食店、量販店等、実需者とのマッチングや産地のアドバイザー業務などを委託するものでございます。

2つ下の新需要開拓マーケティング協議会負担金は、卸売市場から先の流通販売戦略を農業団体と共有、実践するため、園芸連とJA中央会、県で構成する新需要開拓マーケティング協議会に対する負担金でございます。多様な流通販売に精通した卸売市場への業務委託による業務需要の開拓、加工ニーズや海外ニーズに応える販路開拓と産地づくりに取り組むとともに、こだわりのある青果物の販売など、多様なニーズに応える販売体制を強化してまいります。

次の352ページをお願いいたします。

青果物連絡協議会等負担金は、東京、大阪事務所の職員が情報収集を行うために必要な協議会への負担金や研修等に要する経費です。

次の農産物輸出促進事業費補助金は、生産者組織などが行う農産物の輸出に関する国内外の情報収集や海外での展示会、商談会への出展やテスト輸出などに対して支援するものです。平成29年度は卸売市場への委託事業などで海外で好評だったグロリオサなどの産地の取り組みの支援を強化してまいりたいと考えております。

次の園芸品集出荷支援事業費補助金は、基幹園芸品目の地域における集荷輸送システムの構築、充実や簡易な集出荷施設などの整備について支援をするものです。

7の次世代施設園芸推進事業費は、次世代型ハウスや環境制御技術を初めとした次世代施設園芸の普及促進を図るとともに、園芸農業を核とした関連産業を集積させた農業クラスターの形成を図るものです。

再び上に別冊と書いてあります先ほどの委員会資料（報告事項）の最後から2ページ目、13ページをお開きください。

これは園芸農業を核とした農業クラスターの形成を進めるための支援メニューの資料と

なります。資料の上のほうから、農業クラスターの形成に向けてのクラスタープランの策定、各種のハード整備への支援、さらに核となる園芸団地の用地確保や基盤整備など、農業クラスター形成を進めるための制度・事業をメニュー化しております。平成29年度は特に次の2点について強化を図りたいと考えております。1点目が、左上に記載してありますが、地域産業クラスター育成セミナーです。新たなクラスターの掘り起こしをするため、市町村やJAの職員などを対象としたセミナーを開催し、クラスター構想の作成や人材育成に取り組みます。2点目が資料の左下に記載してありますハウスなどの移設撤去への支援です。まとまった園芸団地の用地を確保する場合に課題となる既存ハウスなどの移設や撤去について、県や市町村の負担で行えるように拡充いたします。これらの制度や事業を活用し、県内各地域で農業クラスターの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次の14ページをお開きください。

現在この資料にありますように、農業クラスターは四万十町の次世代型ハウスを核とする取り組みなど、県内7カ所でプロジェクトが現在進んでおります。

再び資料No.2の当初予算議案説明書の352ページにお戻りください。

個々の事業の説明に戻ります。説明欄の中段やや上、7の次世代施設園芸推進事業の地域産業クラスター育成セミナー開催等委託料は、先ほど別冊資料で説明いたしました農業クラスターを育成するためのセミナー開催のための予算です。

次の次世代施設園芸地域展開促進事業費補助金は、次世代施設園芸の各地域の展開を促進するため、国の事業を活用しまして、四万十町の次世代施設園芸団地の成果や取り組みの情報発信や研修などを支援する事業でございます。

次の環境制御技術普及促進事業費補助金は、産地パワーアップ事業のときに説明させていただきました環境制御技術の導入を支援する県の事業でございます。

次の次世代型ハウス農業クラスター促進事業費補助金は、農業法人などによる次世代型ハウスや生産関連施設の整備による支援やアドバイザーへの支援、新規雇用への雇用奨励などを行うものです。平成29年度につきましては、次世代型ハウスの効率利用に係るアドバイザーの支援と雇用奨励金を計上しております。

次の農業クラスター計画策定事業費補助金は、市町村が行う農業クラスター形成に向けた計画づくりや、市町村、民間企業が行う園芸団地の用地確保に向けた取り組みに対し補助するものです。平成29年度からは、先ほど説明しました園芸団地の候補地の中にある既存ハウス等の移設撤去ができるように事業を拡充したいと考えております。

次の園芸団地整備円滑化事業費補助金は、園芸団地の用地を確保するために、農地の基盤整備の費用に対する貸し手農家の負担を軽減するものです。

354ページをお願いします。

債務負担行為でございます。企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助は、農産物の生産拠点の新設・増設経費を助成することで、企業の立地を推進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るもので、日高村で農業参入をする企業に対し、農業クラスターの核となる1.6ヘクタールのミニトマトのハウス等の整備や新規雇用20名に係る雇用奨励金など、平成29年度から平成34年度にかけて補助するものでございます。

以上で平成29年度一般会計当初予算案について説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成28年度2月補正予算案について御説明をいたします。

資料No.4の補正予算議案説明書の175ページをお願いいたします。

歳入は国庫補助金の増額と雑入の減額でございますが、歳出で御説明をさせていただきます。

176ページをお願いいたします。

歳出の6目産地流通支援費でございます。右端の説明欄をごらんください。

2の施設園芸産地確立事業費の園芸用ハウス整備事業費補助金と3のまとまりのある園芸産地総合対策事業費のうち、中山間地域集出荷支援事業費補助金、次の4の競争力強化生産総合対策事業費の競争力強化生産総合対策事業費補助金は、入札や計画の見直しによる減額等によりまして、当初計画額を下回ったことによるものでございます。

次の産地パワーアップ事業補助金は、国の補正予算に伴い須崎市の低コスト耐候性ハウスなどの整備を平成29年度当初予算から前倒ししたことによる増額と、それに伴い高知県に割り当てられた基金事業の計画の見直しによって減額したことなどによるものです。

なお、基金事業の減額につきましては、次年度以降も活用が可能であることから、平成29年度当初予算に再計上しております。

次の177ページをお願いいたします。

5の野菜価格安定対策事業費の特定野菜等供給産地育成価格差補充事業費補助金は、交付実績額が当初の見積もりを下回ったことによるものです。

6の新需要開拓マーケティング事業費の新需要開拓マーケティング協議会負担金は、卸売市場の委託事業において、提案された内容が予定されていた見積額より低かったことなどから、県の負担金が減額となったものです。

次の青果物連絡協議会負担金は、東京中央卸売市場の移転に伴う東京事務所園芸分室の豊洲市場への移転が延期になったものによるものでございます。

次の農産物輸出促進事業費補助金は、他事業の活用など事業計画の見直しによって、補助金が不要となったことによるものです。

7の次世代施設園芸推進事業費の次世代型ハウス農業クラスター促進事業費は、産地パワーアップ事業費補助金で整備します日高村のミニトマト集出荷施設の農業クラスター加算分の増額です。

次の178ページをお願いいたします。

繰越明許でございます。追加の競争力強化生産総合対策事業費は、さきの議会で御承認いただいたものも含め、国の補正予算に伴う産地パワーアップ事業費補助金を繰り越しするものでございます。

次の変更の次世代施設園芸推進事業費は、日高村の次世代ハウスの1期工事分などの次世代型ハウス農業クラスター促進事業費補助金と基盤整備のための園芸団地整備円滑化事業費補助金を繰り越しするものでございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 オランダの先進技術を生かした先例が県内各地で広まっていく状況、本当に喜ばしく思っているわけですが、野菜については目標があると思いますけれど、花卉とかについての目標もございませうか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 現在、産業振興計画の目標として設定しておるものについては、主要7品目の目標を設定しまして、それで事業効果を検証しているということになります。ですから、そういう部分での花とか花卉についての具体的な目標はございませんが、最近非常にそういう花とか花卉でも導入を検討していただいて農家がふえているということはございます。

◎坂本（孝）委員 せっかくこういうハウスがふえていますので、花、花卉についても、目標を設定して大きく伸びるように、ぜひお願いしたいと思います。

それで、先ほど説明の中で、大型のハウスができて生産量がふえていると。その中で販売をしていくことが大事で、販売のルートの確保なんかも考えているようですけど、例えば園芸連とか全農とか、それからクロネコヤマトとかANAとか、そういったところを利用した海外販売の具体的な展開について、どういう働きかけというか、園芸連がこういう方向を持てば、クロネコ、ANAとか連携できて外国へ持っていけると、何かそんな考えていることはありますか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 輸出に関しましては、非常に今注目されておる取り組みでございます。現在園芸連とともに、そういう海外の輸出に関して一番いろんな情報を持っておられる卸売市場、ここに今年度から委託をいたしまして、高知県産の農産物を輸出するルート、あるいは相手方の確保とか、こういったことを園芸連の取引会社、卸売市場と一体になって現在取り組んでおります。1つが、野菜に関しましては、東京にある卸売会社と一緒に取り組みを進めておりまして、今年度についてはシンガポール、香港等で県産野菜、果実の温州ミカン等の販売促進をやっております。そういう中で、当初思ってもいなかったんですけど、ミョウガが非常にシンガポールで好評であるとか、温州ミカンが、山北ミカンになりますが、非常に好評であるといった情報を得ております。こういった部分を来年度も引き続き県の補助事業も含めまして、産地対策も含めてやっていき

いと思います。

それから、花のほうもやっております、オランダに世界で一番大きな花の市場があるわけですが、そこでの展示会に東京の花の市場から紹介していただきまして、高知県のグロリオサとかブルースターを持っていきました。これも特にグロリオサは非常に好評でして、今後の取引につながるようなお話もいただきました。

それから、来年度はこの県の事業を使いまして、その部分をさらに強化して産地対策、いろんな輸出に関して産地としてやらなくてはいけない、例えば病害虫の問題であるとか、品質のいいものをつくるとか、そういうのがありますんで、そういう産地対策もあわせてグロリオサなんかについては取り組みを強化していきたいと考えております。

◎坂本（孝）委員 ええぐあいには頑張っていたいただきたいと思います。

それから、大型ハウスができる片方では、中山間地域でそういうハウスができないところ、ここでもやはり小規模なハウスとかCO₂の導入とか、そういうことも必要であろうかと思えます。先ほどハウスの移転の関係が出ましたけれど、これは園芸団地内の移転じゃなくて、中山間地域でのハウス移転なんかもこの制度の中に入っておるわけですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 今回のハウス移転の対象となるハウスにつきましては、農業クラスター、園芸団地を進めていく上で、どうしても事前にこういった農地がありますというのを示していく必要のある中で、市町村と一緒にやってそういう農地を確保していく上で、どうしても従来から経営されているハウスがあるという部分があります。そういう部分をなるべく外すは外すんですけど、どうしても移転していただかなくては、新しい大きなハウスが建てられない場合もありますんで、そういう場合について県と市町村でしていこうということですので、普通の中山間にあるハウスを移転するという場合については、この事業の対象にはなっておりません。

◎坂本（孝）委員 中山間ではそういう形のハウス移転も必要でございまして、ぜひ今後検討していただいて、中山間でもCO₂の導入ができるハウス、それをつくっていただけるようにぜひお願いしたいと思います。

◎田中委員 坂本委員の環境制御技術に関連してなんですけれども、今おっしゃったように産振計画で導入の面積であったり、野菜の主要7品目の面積であったり、戸数なんかの目標というか、数字が出てきているんですけど、初め導入を促進するために実際に収量がどれぐらい上がるかという調査というか、実験のデータをとってきたと思うんですけど、あれはまだ最近もとられていますか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 現在、28年度の部分については、取りまとめ中ということでございますけれど、その効果について、実は28年度に事業を入れた生産者の皆さんにアンケートをとって、どうしてこの事業を入れましたかというお話をお聞きしました。そのうちの半分、50%が既に入れている農家の勧めがあったと、新しく入れた方の思いが

ですね、それから近隣の農家が入れてすごくいいというのを見たと、実際体験された方が新しく事業を入れていただいているということがございますので、そういう事業効果については地域の中に確実に広がっていると私たちは捉えています。具体的に展示圃等のデータにつきましては、まとめて農家の皆さん、あるいは各地区で環境制御を推進する協議会をつくっておりますので、そういう部分で報告をさせていただいているということになります。

◎田中委員　こんな言い方をしたらあれですけど、品目によってもばらつきもあると思うんです。今課長からお話あったように、さきに導入された農家が一定の収量増も見込まれるということで入られているということなんですけれど、そこをどこまで、品目にもよるんでしょうけれど、どこまで収量アップできるのかという一定の目標がないとなかなか、将来的にはハウスのときには既に一体型でやっていくのが多分目標だと思うんですけども、そう持っていくためには、一定の目標を持って、その品目ごとでもいいんでしょうけれど、持っていかないと、ただ口コミだけでというのは難しいと思うんで、一方ではそういった確たる根拠というか、そういうようなものがあればいいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎岡林次世代園芸推進室長　次世代園芸推進室の岡林と申します。品目ごとに、先ほど課長が説明しました目標を持っておりまして、アンケート結果によりますと、ことしの実績のナスで言いますと、導入されている方が12.8%の増収になっています。ピーマンが15%、キュウリが10.5%、シシトウが11%というふうに、ほぼ10%、1割以上の増収が得られています。スペックが高いハウスですと50%ぐらいの増収になるんですけど、本当に古いパイプハウスですと、なかなかそこまでの増収は難しいんですけど、おおむね果菜類ですと20%から30%の増収が目標になっております。

◎田中委員　あと今年度もそうだったと思うんですけども、どうしても時期的に集中してしまって設置がいろいろあったと思うんですけども、次年度以降なるべく、業者が少ないことはわかっているんですけど、導入が速やかに進むようにこれは要請をしておきたいと思います。

◎久保副委員長　私、今現在高知市の春野町に住んでおります。JAの方もですけど、農家の方といろいろお話をする機会があります。そういうときに、私もこの次世代型のハウス園芸事業について、よく問いかけるわけですね。こういうふうに県がすごく旗を振っていて、収穫量も1割増しですとか2割増しになっていますけれど、ただイニシャルコストは一定かかりますけれど、どうですかとお話ししたときに、すごく乗ってこられる、本当そうらしいねえという方、一方では、いやいやうちはそういうのはせんと決めちゅうがやとか、いろんな方がおいでる。ただ、特に去年8月ですかね、四万十町で4.3ヘクタール、ああいうのができて、すごく広報もされて、本当にこの1年ぐらいでどんと何か興味

を持たれた方、今まで余りやるように思っていない方もやってみないと、実は四万十町に今度の4月に行く予定になっちゅうがやとかという方がふえてきたような感じがします。そういう方なんかのアプローチの仕方というか、ある意味広報かもわかりませんが、興味を持たれた方をこの次世代園芸事業のほうにどう導いていくのか、そのアクセスといいますか、それを簡潔にお聞きしたいということと、もう一点、一方ではこれはJAの方とお話ししよって出たんですけど、JA春野の直販所がありますけれど、あの近辺をクラスター化、これは私が最初にどうですか、ここ、すごくいいんじゃないですかと、高知市のベッドタウンでもありますし、いいんじゃないですかと言ったら、それもやりたいたいけれどもという話も一方ではあります。ただ、あそこは調整区域なもので、なかなか建物を建てることも一方では難しいところがあるかもわかりませんが、クラスター化に向けてのさっきのアクセスの仕方といいますか、そういうのもちょっと教えていただきたいです。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 まず、後から御質問のございましたクラスターをどう進めていくかという部分ですけど、先ほど資料でも御説明させていただきましたけれど、そういういろんな取り組みの芽というのは市町村、あるいはJA、お持ちの部分があるかと思えます。そういう部分をセミナーという形でいろいろお話をお聞きしまして、実現に向けての計画策定であるとか、実際どういう形でクラスターを進めていくか、人材育成も含めまして、そういうセミナーを来年度から開いて、こういう取り組みを各地域に進めていきたいと考えております。

それから、最初の質問でございますが、次世代型のハウス、あるいはシステムをどう進めていくかということですけど、先ほど言いました各地域で、例えば炭酸ガスの技術であれば、推進員をJA、振興センターに置いております。そういった人の口コミ等もございまして、それから県全体でそういう四万十町の取り組みなどをPRする機会として、ことしから国の事業も活用しまして、ちばさんセンターでフェアを開催しております。ことしは1,100名ぐらい関心を持っておられる方に来ていただきました。そういうフェアの中で最新のハウスの技術であったり、それから実際環境制御技術を使っている農家の事例発表であったり、県外の事例であったり、そういった講演会もあわせてやらせていただいているんですけど、非常に好評をいただいております。29年度もこういったフェア、広報もあわせてやっていきたいと考えております。

◎久保副委員長 8番目のクラスターになるように春野町も頑張りますので、また御指導をお願いします。

◎坂本（茂）委員 1つだけ、青果物連絡協議会の負担金が豊洲への移転がかなわんということで減額になっている。来年も同様の額を計上されているわけですけども、あれは例えば今後どういう形であそこが再開されるというか、どういう方向性になるかによっ

て、この負担金も変わったりとか、そういうことが可能性としてあるんですか。

◎二宮参事兼産地・流通支援課長 現在のところ、私も報道でぐらいいしかわからないところもございしますが、昨年11月に移転予定だったものが、今の延期になっておるとい状況です。いつそれが最終的に移転になるかというのは、情報として持っておりません。ただ、今の計画では、築地市場が豊洲に移転したときに園芸連の東京の事務所、そこに県の今園芸分室があるわけですが、そこに間借りしておる県の園芸分室の職員も一緒に豊洲市場のほうに行くということで予算化をお願いしております。ですから、まだ現状として来年になるのか、まだ延びるのか、現在のところではわかりませんが、来年になっても構わないように、予算だけは今回同じように計上させていただいております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈地域農業推進課〉

◎明神委員長 次に、地域農業推進課の説明を求めます。

◎有馬地域農業推進課長 初めに、当課に関係します第3期産業振興計画の改定のポイントにつきまして御説明いたします。

別冊の報告事項の第3期産業振興計画の改定のポイントの資料をお願いいたします。

6ページをお開きください。

まず、直販所の支援の強化につきまして御説明いたします。

直販所は現在142店舗があり、27年度の販売額は95億円と年々増加しております。この直販所をさらに魅力あるものにしていくために、一番上にあります3つの取り組みの強化を充実しますことで、地域の活性化の拠点へ発展させていきたいと考えております。

そこで、来年度は下にありますように、10カ所程度の直販所を対象に生産者や消費者の方も参加したワークショップ形式のセミナーを開催し、専門家のアドバイスも受けながら活性化プランを策定していきます。

次のページをお願いいたします。

中山間地域の農業を支える仕組みの再構築につきまして御説明いたします。

下にあります「生産基盤を支える」では、中山間地域等直接支払いなどの国の制度を活用し、中山間地域の生産基盤をしっかりと下支えしていきます。

また、その上の「農業の競争力を高め、支える」では、地域全体で支え合う仕組みであります集落営農と複合経営拠点の両輪をさらに推進していきます。

集落営農では、各農業振興センターで開催しています人材育成を目的とした集落営農塾に、任意組織のレベルアップを図るステップアップコースと法人後の経営安定に向けた法人経営コースの2コースを新設し、集落営農塾の充実を図っていききたいと考えております。

次に、複合経営拠点では、本年度拠点構想づくりのセミナーを県内5会場で開催した結

果、予定も含めまして15地区と大幅にふえてまいりました。そこで、経営コンサルタントを活用した経営強化への支援の充実や庭先集荷を支援するメニューの新設など、支援策を充実しまして、15地区の取り組みの早期実現とさらなる拠点の拡大に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上が主な改定のポイントでございます。

続きまして、平成29年度一般会計当初予算案の概要につきまして御説明いたします。

資料②当初予算の議案説明書の355ページをお開きください。

歳入は中山間地域等直接支払交付金などの国庫補助金等でございます。詳細につきましては、歳出の中で御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。当課の平成29年度当初予算は総額17億2,393万7,000円で、前年度の当初予算と比べ3,385万円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、実施地区が大幅に増加しました複合経営拠点に対する補助金の増によるものでございます。

それでは、右端の説明欄に沿って御説明いたします。

2の中山間地域等直接支払事業費は、生産条件の不利な中山間地域において農業の生産活動が継続して行われるよう集落協定等に交付金を交付し、耕作放棄地の発生防止や国土保全などの多面的機能の確保を図るものでございます。

3の多面的機能支払交付金事業費は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発展を図るために農業者等が行う水路や農道等の地域資源の保全活動を支援するものでございます。

次のページをごらんください。

4の集落営農支援事業費は、集落営農の組織化に加え、園芸品目等の導入に取り組むこうち型集落営農や法人化へのステップアップをソフト・ハードの両面から支援することによりまして、地域の維持活性化を図るものでございます。

次の5の複合経営拠点支援事業費は、中山間地域の農業の競争力を高め、地域全体で農業を支える中山間農業複合経営拠点を県内に拡大するために、ソフト・ハードの両面から支援するものでございます。先ほど御説明しましたように、実施地区が大幅にふえましたことから、前年度の当初予算と比べ7,800万円余りの増となっております。

次の6の6次産業化推進事業費は、農業者の所得確保や地域活性化を図るため、6次産業化に取り組む農業者等の人材を育成しますとともに、商品開発や販路拡大などを支援するものでございます。このうち、2つ下の6次産業化支援業務委託料は、6次産業化サポートセンターの運営を委託するもので、個別相談やアドバイザーの派遣などを国の交付金を活用して行うものでございます。

7の地産地消推進事業費は、地産地消の取り組みを県民や飲食店などとの協働によりまして推進しますとともに、直販所のさらなる発展に向けた支援に係る経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

1つ下の直販所活性化セミナー開催委託料は、先ほど御説明しました直販所の活性化に向けたプランづくりを目的としたセミナーの開催を委託するものでございます。

8の土佐茶ブランド化推進事業費は、中山間地域の基幹的な品目であります土佐茶の生産振興を図るとともに、生産者と関係団体が一体となって消費の拡大に取り組むことで、産地の維持活性化に取り組むものでございます。

9の品質表示適正化推進事業費は、食品の品質表示の適正化を推進するため、製造業者などを対象とした表示制度の説明会の開催やモニタリング調査などを行うものでございます。

次の中山間地農業ルネッサンス事業は、新規事業でございます。事業概要につきまして御説明いたします。議案補足説明資料の地域農業推進課のインデックスのページをお開きください。

A3のポンチ絵になります。この事業は中山間地の特色を生かした多様な取り組みに対して、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充により中山間地の農業を元気にすることを目的として、国の平成29年度当初予算で創設されます事業でございます。

事業の内容につきましては、中ほどの推進事業では、地域を牽引していくリーダーの確保・育成や研修会の開催など、都道府県の活動を支援するものでございます。また、下にありますように、既存の事業であります強い農業づくり交付金や多面的機能支払交付金などの事業において、優先枠を設けて支援するものでございます。

資料②当初予算の議案説明書の358ページにお戻りください。

10の中山間地農業ルネッサンス事業は、先ほど御説明しました推進事業におけます県の活動経費を計上しております。

以上が平成29年度一般会計当初予算案の概要でございます。

続きまして、平成28年度2月補正予算案につきまして御説明いたします。

資料④補正予算の議案説明書の179ページをお願いします。

歳入はいずれも国庫補助金であります。中山間地域等直接支払交付金などの減額と中山間地域所得向上支援事業交付金の増額でございます。詳細は歳出の中で御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきまして、右端の説明欄に沿って御説明いたします。

2の中山間地域等直接支払事業費のうち、中山間地域等直接支払交付金は、当初予定し

ていました新規実施地区の見送りなどによりまして、交付金が当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。

3の多面的機能支払交付金事業費のうち、多面的機能支払交付金は、新規実施地区の取り組み面積の精算による減少などによりまして交付金が当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。

4の集落営農複合経営拠点支援事業費の集落営農支援事業費補助金は、当初事業導入を予定していました組織の導入時期の延期などによりまして、事業費が当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。

次のページをごらんください。

5の地産地消推進事業費の体験学習推進事業費補助金は、国の交付金であります。国からの交付ルートが県を通らず市町村への直接交付に変更されたことによるものでございます。

6の土佐茶ブランド化推進事業費の土佐茶産地育成事業費補助金は、産地における販売促進の活動が県内を中心とした活動に見直すとなったことなどによりまして、事業費が見込み額を下回ったことによるものでございます。

7の中山間地域等担い手収益力向上支援事業費は、取り組みを行う農業者等からの申請額が当初の見込み額を下回ったことによるものでございます。

8の中山間地域所得向上支援事業費は、12月補正で予算を計上しました国の平成28年度補正事業におきまして、三原村が実施します収益性の高い農産物の導入への支援を新たにお願いするものでございます。

これらを合わせまして、補正額の総額は1億6,100万円余りの減額となっております。

平成28年度2月補正予算案につきましては、以上でございます。

続きまして、繰越明許費の変更につきまして御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

一番下の中山間地域所得向上支援事業費につきましては、先ほどの三原村の補正と所得向上計画の策定に十分な工期を確保することができないことから、12月補正に加えまして、繰り越しするものでございます。

◎明神委員長 暫時の間、休憩とします。質疑はその後にします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時55分～13時0分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

御報告いたします。武石委員から所用のため、少しおくれる旨の連絡がっております。

す。

それでは、地域農業推進課の質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 DVDをつくるということでしたけれど、これはいつごろできるのか、それから地域への貸し出しはいつごろから始めるのか教えてください。

◎有馬地域農業推進課長 新しくできました国の中山間地農業ルネッサンス事業なんです、今まだ国の要綱、実施要領が定まっていない状況で、恐らく交付決定がおりる時期が6月ごろになろうかと思えます。それを受けて集落営農でありますとか、複合経営拠点、これをPRするためのDVDの作成を委託したいと考えております。3カ月ぐらいはかかるかと思えます。こちらにつきましては、集落営農とか拠点の普及推進に使いたいといったことと、もう一点としては、就農相談会といったところでやはり見て学んでもらいたいといったことで、就農相談会のおきにも流すような形を考えております。

◎坂本（茂）委員 中山間地域の農業を支える仕組みの再構築、資料で説明された中に、複合経営拠点の右下の囲みの中のところですが、拡充する中で③として庭先集荷を支援するメニューを新設するというのがあったかと思うんですけども、これは例えばもう大体どこでやろうとか、そんなめどとか、そういうのはたっているんでしょうか。市町村から要望が上がってきているというのは。

◎有馬地域農業推進課長 複合経営拠点なんです、予定の地区を含めまして15地区が取り組むこととしております。このうち、現在、庭先集荷をやっているところが大豊町のゆとりファームと土佐町のれいほく未来、それから高知市土佐山の土佐山開発公社、ここが庭先集荷を実施しています。これを支援するために、2分の1の補助で支援したいと考えております。このほかに予定といたしましては、奈半利町とキラメッセを今後の予定として考えているところです。

◎坂本（茂）委員 数年前から私たちもあるところでモデル的に黒潮町とか、そういったところでもやっていたんですけども、これも正式にこうなってくると、それぞれ市町村にこういうメニューもありますよとやれば、手を挙げてくるところもあるだろうとは思いますが、そういったところには応えていけるような対応をしていくということでしょうか。

◎有馬地域農業推進課長 今回の庭先集荷の支援事業につきましては、複合経営拠点に取り組むところに対しての支援メニューとなっております。

◎坂本（茂）委員 それに限られたという形になりますよね。これ単独で庭先集荷だけの支援メニューというのはないということですか。

◎有馬地域農業推進課長 現在のところはありません。

◎坂本（茂）委員 それと、土佐茶のブランド化推進事業の関係で、私ども県民の会でも昨年京都の和東町へ行っていろいろ見てくる中で、高知でもああいうのも含めて、お茶を

拠点にしたクラスターがつくれんだろうかと思うたりもするんですけども、そんなところまで広げてみたいな議論というのは今余りないですか。

◎有馬地域農業推進課長 そこまでの議論はしてない状況です。ただ、今県内の消費拡大に向けて、産地と県内の量販店も連携しながら、県内の消費拡大といったことに取り組んでおりますし、あと大きくことしの取り組みといたしましては、県と包括連携している損保会社であったりとか金融会社、それからJALといったところでお茶の入れ方教室をやったりとか土佐茶を使っていただく取り組みをしております。それから、JAグループと商工連合会が農商工連携協議会を立ち上げておりまして、その中で土佐茶プロジェクトといった取り組みをしております。やっとならば県内の消費拡大キャンペーンを打ち出すCM撮影をして、この5月の新茶の時期にCMの放送とあわせて土佐茶のポータルサイトを立ち上げて、県内の消費拡大に取り組んでいきたいと考えておるところであります。

◎西森委員 中山間の直接支払制度のことですけども、これ中山間直接支払制度と多面的機能支払交付金ですかね、これは一緒に受けることはできるんですかね。

◎有馬地域農業推進課長 一緒に受けることは可能であります。

◎西森委員 ルネッサンスの推進事業、ここでも中山間の直接支払制度のこれは推進交付金なんですけれども、中山間直接支払事業の中にもあるわけですけども、これはどういったさび分けになりますか。

◎有馬地域農業推進課長 実は中山間地農業ルネッサンス事業というのは、急遽つくられた事業でありまして、中山間の直接支払制度の中の推進交付金の中から2億円を捻出してつくられた事業であります。当初国の考え方としては、都道府県が行う活動経費の中でも、中山間の直接支払制度の推進もあわせてお願いしたいという話がありましたが、先週の国の説明会におきますと、やはりルネッサンス事業を推進する経費として使ってくださいといったことで、内容が変わっておりまして、中山間の直接支払制度の推進はやはり本体の推進交付金のほうでやることになりました。

◎西森委員 そうすると、ここでの1,000万円の中の280万円という形で組んでいたのは一応なしということなんですか。

◎有馬地域農業推進課長 今後市町村がビジョンを作成することになりました。その中でこの事業を推進するための活動経費として使ってほしいと、県と市の活動経費として使う予定にしております。

◎西森委員 そうすると、中山間直接支払推進とはちょっと違う形で使うという形になっているということですね。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈畜産振興課〉

◎明神委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 畜産振興課の平成29年度当初予算及び平成28年度補正予算の概要について御説明いたします。

お手元の資料No.②の議案説明書（当初予算）の360ページをお開きください。

歳入予算は、主に家畜診療に係る家畜保健衛生所手数料や次の361ページの家畜伝染病予防や衛生対策を進めるための国庫負担金や補助金、また水産物等の売り払いによる収入、県有建築物南海トラフ地震対策基金からの繰入金などです。下から4行目の生産物売払収入の増加は、土佐あかうし受精卵移植用乳用牛貸付事業において生まれました子牛の販売収入が生じるものでございます。

続きまして、歳出について御説明します。363ページをお開きください。

左の科目の欄の下、1の畜産振興費について、右の説明欄に沿って主なものを御説明します。

まず、一番下の行の2の家畜保健衛生事業費は、364ページの2行目にごございます庁舎管理等委託料を初めとします家畜保健衛生所の管理運営費のほか、家畜保健衛生所が行う家畜疾病の予防、家畜の診療などに伴う経費です。

上から5行目の獣医師養成確保修学資金貸与事業費負担金は、本県の高校生等を対象にした制度で、国の制度を活用し、畜産振興に携わる県の獣医師職員の確保を図ろうとするものでございます。

次にあります獣医師修学資金貸付金は、全国の獣医大学生を対象とした県独自の制度で、県の獣医師職員の確保を図ろうとするものです。

3の家畜伝染病予防事業費は、鳥インフルエンザなどの伝染病の発生予防のため、家畜保健衛生所において検査等を実施するとともに、死亡牛のBSE検査を実施するものでございます。

5の畜産総合対策推進事業費は、県内畜産関係団体が実施します各種事業の指導などを行いますとともに、土佐あかうしなどの県内産畜産物の販路開拓や消費拡大などに取り組むものです。

次の365ページをお開きください。

畜産物販路拡大事業補助金は、畜産関係団体が行う商談会などへの取り組みを支援するものです。

6の畜産生産基盤強化事業費は、飼料対策や生産基盤の強化、また施設整備などに対して助成するものです。

次の稲発酵粗飼料利用促進事業費補助金は、稲発酵粗飼料の利用促進への取り組みに対して収穫調製機械のレンタル料を補助するものです。

次の肉用牛導入資金供給事業費補助金は、雌子牛を導入するための基金を造成します市町村に対して、その経費を助成するものです。

次のレンタル畜産施設等整備事業費補助金は、農業協同組合などが行うレンタル畜産施設等の整備に要する経費について、市町村に補助するものです。

次の畜産競争力強化整備事業費補助金は、国の畜産クラスター事業を活用し、梶原町で牛舎などの整備に取り組むものです。

続きまして、7の土佐あかうし増頭対策事業費でございます。別冊の平成29年2月定例会（報告事項）4ページで御説明したいと思います。

土佐あかうしの増頭につきましては、子牛をふやす、母牛をふやす、そして将来の担い手をふやすという3本の柱で取り組んでいるところです。1本目の柱は、左の子牛をふやす取り組みで、1の乳牛への受精卵移植や本年度からは2として北海道であかうしの受精卵を移植して妊娠した乳牛を県が購入し、酪農家に貸し付ける取り組みを進めております。さらに、3としまして、来年度からは新たに北海道の全農ET研究所から技術者を派遣していただき、あかうしの受精卵を乳牛へ一斉移植していただきます。同時に、県職員もその技術やノウハウを学び、技術向上を図ります。

次に、2本目の柱は、右の母牛をふやす取り組みでございます。まず、来年度からは1の（1）の土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業におきまして、農家で生まれた雌子牛を母牛として残す自家保留に対する支援策を現在の1頭7万円から10万円に増額します。

なお、（2）の肉用牛導入資金供給事業は、先ほど御説明したとおりでございます。

次に、2では、東部地域において地域の酪農家と連携しまして受精卵で生まれた雌子牛を繁殖用として新規就農者に供給するシステムを構築するものです。

最後に、3本目の柱は、下の将来の担い手をふやす取り組みです。新規就農希望者の就農体験を支援し、あわせて空き牛舎や廃業予定農家をリストアップしまして、施設や牛を新規就農者に継承していただけるようマッチングする体制づくりなどを進めていきます。

それでは、議案説明書の366ページにお戻りください。

土佐和牛繁殖用雌牛保有促進事業費補助金は、先ほど御説明しました繁殖雌牛の自家保留などを支援するものです。

8の酪農振興事業費は、乳牛の改良や飼育管理の改善により、生乳生産量の増加に取り組む酪農家を支援するものです。

乳用牛群検定推進事業費補助金は、乳量や乳質の向上を図るため、乳成分の分析や指導に係る経費を援助するものです。

生乳増産促進事業費補助金は、乳牛を増頭する取り組みに対し補助するものでございます。

9の養豚・養鶏振興事業費は、県内豚肉の安定供給と経営の安定化を図るとともに、土佐ジローや土佐はちきん地鶏の生産基盤の強化に取り組むものです。

次の367ページをごらんください。

地域肉豚積立金造成事業費補助金は、肉豚の価格が低落したときに粗収益と生産コストの差額を補填するための生産者積立金造成事業に対して助成するものです。

2行目の小規模鶏舎整備事業費補助金は、土佐ジロー及び土佐はちきん地鶏を飼育する農家が行う簡易な鶏舎の整備に要する経費を補助するものです。

4行目の10の食肉処理施設整備推進事業費は、高知県広域食肉センターの老朽化等に伴い新たな食肉処理施設の整備検討に要する経費でございます。これは、別冊の平成29年定例会（報告事項）、先ほどのあかうしの説明の次の5ページで御説明します。

資料の上になりますけれども、食肉センターは畜産振興のために必要不可欠な施設で、県内に存続すべきものという県の基本的な考えのもと、県が中心となりまして市町村、JAグループ等と連携して昨年11月からこれまで3回にわたり新施設の整備に向けた検討会を開催しました。

真ん中にごございます目指す姿のとおり、新たな食肉センターの整備が生産拡大や食肉加工による畜産物の高付加価値化、地産外商の強化や県民への安全・安心な食肉の供給といった、いわゆる川上、川中、川下の取り組みを好循環させ、拡大再生産を実現するものとなるよう議論を深め、ことし8月ごろをめどに整備計画案を取りまとめたと考えております。

なお、第3回目の概要は、報告事項の中で御説明します。

それでは、再び議案説明書の367ページにお戻りください。

食肉処理施設整備検討委託料は、新食肉センターの整備検討に係るコンサルティング業務を公益財団法人日本食肉生産技術開発センターに委託することや、施設の立地可能性の調査を委託するものです。

次に、科目2の畜産業試験研究費について御説明します。

1の畜産試験場管理運営費は、畜産試験場の管理運営に要する経費でございます。

上から4行目、設計等委託料は畜産試験場の豚舎や鶏舎の建てかえ工事などに伴う設計に係る経費でございます。

施設整備工事請負費は、先ほど御説明しました畜産試験場の工事等に係る経費です。

一番下の行になりますけれども、2の畜産業試験研究費につきましては、生産現場のニーズに基づく技術開発や畜産物の安定生産への技術支援を行うための経費です。

368ページの中ほどにごございますように、平成29年度事業における当課の予算は、11億8,511万円で対前年比、金額では2,851万3,000円の減、率では97.7%となっております。

それでは、369ページをごらんください。

債務負担行為は、獣医師修学資金貸し付けに伴うものでございます。

続きまして、平成28年度補正予算案について御説明します。

資料No.④の補正予算議案説明書183ページをごらんください。

歳入は事業の増減等に伴い生じたものです。詳細は歳出のほうで御説明します。

次の184ページをごらんください。

歳出の科目1の畜産振興費の説明欄ですが、まず減額するものについて説明します。

一番下の3の畜産生産基盤強化事業費のレンタル畜産施設等整備事業費補助金は、当初計画しておりました四万十町での事業について国の事業を活用したことなどにより、減額しようとするものでございます。

次の185ページをごらんください。

畜産競争力強化整備事業費補助金は、当初計画しておりました高知市の施設整備について、畜舎の増設など、事業計画の見直しに時間を要し、本年度は見送ったためです。

科目2の畜産業試験研究費の1畜産試験場管理運営費の設計等委託料は、施設整備の設計等に係る委託料の入札残によるものです。

また、耐震診断委託料につきましては、予定していた畜舎について、畜舎の内部を精査した専門家から、耐震診断によらずとも建てかえが必要という判断があったため、不用となったものでございます。

次に、増額をお願いしようとする項目について説明します。

畜産試験場の鶏舎は、来年度に整備する計画でしたけれども、平成28年度の国の補正予算が活用できることとなりましたので、増額の補正をお願いするものです。

184ページにお戻りください。

2の畜産総合対策事業費の畜産物地産地消拡大事業委託料は、土佐ジローを初めとする特産畜産物の県内消費拡大を図るため、量販店などでのPR活動や資材作成などを委託するものです。

畜産物販路拡大事業費補助金及び次の185ページの上から2行目でございます。4の養豚・養鶏振興事業費の小規模鶏舎整備事業費補助金は、内容につきましては、さきの当初予算で説明させていただいたとおりでございます。

科目2の畜産業試験研究費の1畜産試験場管理運営費の施設整備工事請負費は、鶏舎の新築工事に係るものでございます。

186ページをごらんください。

繰越明許費でございます。1目畜産振興事業費の畜産総合対策推進事業費、次の養豚・養鶏振興事業費及び2目畜産業試験研究費の畜産試験場管理運営費につきましては、さきに御説明したとおり、国の補正予算に対応した畜産試験場の鶏舎の施設整備等に係るものでございます。

畜産生産基盤強化事業費は、畜産競争力強化整備事業に係るものでございます。これは四万十町で建設中の豚舎や土佐町で建設予定の堆肥舎におきまして、追加工事が発生したことなどによりまして、年度内の完成が困難となったため、繰り越しをお願いするもので

ございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 補正で獣医師修学資金貸付金240万円の減額ですけれども、これ何人分というか、減額になっている要素ですね。

◎谷本畜産振興課長 これは途中で進路を変更したことで、残念ながら辞退されたので減額しました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈農業基盤課〉

◎明神委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎松尾農業基盤課長 まず、平成29年度の一般会計当初予算案のほうから説明をさせていただきます。

お手元の予算ファイルのインデックスの2、資料No.2、平成29年度当初予算の議案説明書の370ページをお願いいたします。

まず、歳入の主な内容について御説明させていただきます。

まず、一番上の7分担金及び負担金は、県営土地改良事業の実施におきまして、関係する受益農家と市町村に負担を求めるものでございます。

続きまして、371ページをお願いいたします。

上から2つ目の2国庫補助金は、事業に係る国からの補助金と交付金でございますが、前年に比べ10億6,226万円の減額となっております。主な理由といたしましては、平成29年度の当初予算は昨年の国の経済対策に対応いたしました大型の補正予算を含んだ、いわゆる15カ月予算のベースで編成したことによりまして、前年度に比べ事業費が減となり、それに伴い国庫補助金の歳入も減となったものでございます。

続きまして、372ページをお願いいたします。

一番上の15県債は土地改良事業などの財源に充てるため、県債を発行するものでございます。

以上、一番下の計のとおり、歳入の総額は28億8,872万8,000円を見込んでおります。

次に、歳出の概要について説明をいたします。

373ページをお願いいたします。

9農業振興費の3項農地費の総額は、25億2,010万円で、その下の2目土地改良指導費からが費目でございます。

374ページをお願いいたします。

右端の説明欄の3土地改良調査費の1つ目、測量調査等委託料は、県が国土交通省から農業用としての水利使用の許可を受けております物部川の2つの堰からの取水について、より効率的な運用を行うための検討に必要な取水実態調査、また現在南国市で検討してお

ります国営圃場整備事業の新規採択に向けて必要となる関係者の土地情報のデータベース化などを行うものでございます。

375ページをお願いいたします。

3目土地改良事業費からが公共事業関係の予算となりますが、まず初めに当課における公共事業費の概要について、別葉の資料をもとに御説明をさせていただきたいと思いません。

お手元にお配りをしております商工農林水産委員会資料（議案に関する補足説明資料）の赤いインデックス、農業基盤課のページをお開きをお願いいたします。

当課が所管をいたします公共事業等の関係予算は、この資料の左上の枠組みの県営土地改良事業費、その下の団体営土地改良事業費、右上の耕地防災事業費、そしてその下の耕地災害復旧費の4つの目に計上している事業となります。

平成29年度の当初予算における公共事業関係予算の総額は、この上の端に書いてございますように、26億5,000万円余りでございますが、前年度の国の経済対策に対応した補正予算を含む、いわゆる15カ月予算ベースで見ますと、52億2,900万円余りで、対前年度比144.5%となっております。

各事業につきましては、議案説明書に沿って説明させていただきますので、あわせてごらんいただければというふうに思います。

それでは、議案説明書に戻りまして、375ページをお願いいたします。

右の説明欄の1かんがい排水事業費は、これまでに県営土地改良事業で整備した排水ポンプ場や取水堰などの基幹的な農業水利施設の老朽化が進行する中で、現状の施設をできるだけ長く使用できるように、長寿命化対策を行うものでございます。平成29年度は須崎市の桐間地区ほか5地区で実施する予定でございます。

次の2経営体育成基盤整備事業費は、農業の生産性向上や農地集積による地域の担い手を育成するために圃場整備事業を推進するものでございます。

平成29年度は四万十市の入田地区と利岡地区、そして三里地区の3地区で引き続き圃場整備工事などを実施してまいります。

また、四万十町の志和地区のほうで圃場整備事業の新規着手に向けて事業計画を策定することとしております。

その下の3中山間地域総合整備事業費は、中山間地域の営農条件を改善するため、圃場整備や農業用排水路の整備などを総合的に実施するもので、安芸市の安芸地区で圃場整備工事などを引き続き行うものでございます。

次に、376ページをお願いいたします。

4目団体営土地改良事業費は、市町村などが事業主体となって実施をいたします農業生産基盤整備などを支援するものでございます。

説明欄の1 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費は、団体営事業などで整備いたしました取水堰や用水路など、中規模の農業水利施設の長寿命化対策を行うものでございます。平成29年度は長寿命化計画に基づく対策工事を四万十市の大用地区ほか4 地区で実施を予定しております。

次の2 農業基盤整備促進事業費は、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化などに取り組む上で指標となる農業生産基盤の課題について、それぞれの地域の実情に応じてきめ細かく対応していくもので、農業水路や取水堰などの整備を予定しております。

次の3 農地耕作条件改善事業費は、農地中間管理事業の重点実施区域を対象に、担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を図るために必要な基盤整備をきめ細かく対応するものでございます。3 の市町村での実施を予定しております。

次に、5 目耕地防災事業費でございます。説明欄の1 地すべり防止事業費は、地すべり地域における農地などを保全するために、大豊町栗生地区ほか5 地区でアンカー工事や排水路工事などの地すべり対策を引き続き実施するものでございます。

次の2 県営ため池等整備事業費は、農業用ため池の老朽化対策や耐震性を確保するために整備補強工事などを行うもので、室戸市の西山地区ほか5 地区で対策工事の実施を予定しております。

次の3 農村災害対策整備事業費は、農村地域における地域住民の安全を確保するために、避難路などの農村防災施設の整備や対策の優先度の高い農業用施設の整備を行うものでございます。平成29年度は黒潮町の大方西部ほか5 地区で引き続き対策工事を進めてまいります。

377ページをお願いいたします。

6 耕地自然災害防止事業費は、土地改良施設の災害を未然に防止するために、緊急に対応が必要な防災施設などの整備を行うもので、本山町の三山池や香美市の船谷池でため池の補修などを行うとともに、団体営では室戸市と宿毛市でのため池補修工事などに対し支援をする予定でございます。

次の7 国直轄地すべり対策事業費負担金は、国の直轄事業として仁淀川町高瀬地区で実施している事業費に対する県の負担金でございます。

次の8 震災対策土地改良施設整備事業費は、これまでに整備をいたしました農道橋の耐震対策を実施するもので、南国市の西山跨線橋ほか5 橋の落橋防止工事を実施するものでございます。

以上が3 農地費の内訳でございます。

次に、15 災害復旧費でございます。当課が所管する耕地災害復旧費は、過年度分の復旧費と来年度の災害を一定見込みまして4 億7,068万4,000円となっております。

378ページをお願いいたします。

以上が農業基盤課の当初予算案の概要でございますが、本年度欄に記載のとおり、総額は29億9,078万4,000円でございます、対前年度比69%になっております。

次に、380ページをお願いいたします。

債務負担行為をお願いするものでございます。安芸市の伊尾木地区で実施をしております農村災害対策整備事業におきまして、老朽化したため池の堤体工事を行うものでございます。堤の高さが14.9メートル、長さが46.6メートルと比較的規模の大きなため池の工事でありますので、単年度での施工が困難であるといったことから、平成30年度までの2年にまたがる建設工事として実施をしたいと考えているものでございます。

次に、平成28年度補正予算案につきまして御説明をいたします。

インデックスの4、資料No.4、補正予算の議案説明書の188ページをお願いいたします。

歳入の説明は省略をさせていただきます、歳出の主な補正内容について御説明させていただきます。

4目の団体土地改良事業費の説明欄の1農業基盤整備促進事業費は、主に国の経済対策での追加要望に対応するための増額でございます。

1つ目の農地耕作条件改善事業費補助金は、農地中間管理事業の重点区域を対象に担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を図るために必要な基盤整備をきめ細かく対応するものでございまして、日高村の本郷地区ほか3地区でせまち直しや排水路の整備などを実施するものでございます。

2つ目の次世代施設園芸団地基盤整備事業費補助金は、県の単独事業でございますが、当初予定をしておりました日高村の本郷地区について、先ほど御説明をいたしました国の補助事業であります農地耕作条件改善事業費の事業採択を受けることができましたので、それに伴いまして当該補助金については減額をするものでございます。

3つ目の中山間地域所得向上支援事業費補助金は、中山間地域において収益性の高い農作物の生産販売などの取り組みを複数の課にまたがって総合的に支援し、中山間地域の農業者の所得向上を推進する事業として、昨年国の経済対策で創設されたものでございます。このうち、当課では基盤整備の取り組みを支援しておりまして、12月の補正予算におきましても対応させていただきましたが、その後三原村のほうから追加要望がございましたので、今回増額するといったことで対応したいと考えているものでございます。

次に、5目の耕地防災事業費の説明欄の2国直轄地すべり対策事業費負担金は、本年度の事業の割り当てに伴いまして増額をするものでございます。

189ページをお願いいたします。

2の耕地災害復旧費は、特に水路や農道などの農業用施設の災害が例年に比べ少なく、当初の見込みを下回ったことから予算の減額を行うものでございます。具体的に申し上げ

ますと、平成27年の災害が農地・農業用施設合わせまして4億2,300万円余りでございましたが、平成28年度の災害については2億8,600万円余りで、約68%の災害で済んだことに伴いまして減額になっておるものでございます。

以上、農業基盤課の補正予算案は総額で528万3,000円の増額となっております。

次に、191ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。3の農地費の中山間地域総合整備事業費と地域農業水利施設ストックマネジメント事業費の主な繰越理由は、工事施工に伴う濁水対策について土地改良区との協議調整などに時間を要したことなどによるものでございます。

また、その下の2耕地災害復旧費は、市町村が実施をいたします農地や農業用施設の復旧工事が遅延したことによるものでございます。

次、192ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございますが、各事業とも国の経済対策に対応するため、12月議会で御承認をいただいたところでございますが、その後の追加予算や当初予算の事業において残土処理場の地権者との協議調整に時間を要したことなどによりまして、今回変更をお願いするものでございます。

次、193ページをお願いいたします。

債務負担をお願いするものでございます。本年1月に成立いたしました国の第3次補正予算におきまして、本年度の支出は伴わず、公共事業を前倒しで発注する、いわゆるゼロ国債が予算措置をされました。県としても、できる限り多くの国の予算を確保し、事業の早期完成を図るよう、このゼロ国債にも積極的に対応することといたしまして、今回南国市で実施をいたします震災対策土地改良施設整備事業について債務負担行為をお願いするものでございます。

以上が補正予算案でございます。

次に、条例その他議案でございます。お手元の条例その他のファイルのインデックスの5、資料No.5、条例その他議案の63ページをお願いいたします。

県営土地改良事業に係る市町村負担の一部変更につきまして、地方財政法、それと土地改良法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

第60号議案は、平成28年度に実施をしております県営土地改良事業地区の負担金額を一部変更するものでございます。当初予定をしておりました事業実施地区の変更などを踏まえまして、本年度の事業実績に応じて関係市町村に負担を求めることができるよう変更するものでございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。

第61号議案は、平成29年度に実施を予定しております県営土地改良事業地区の負担金額について平成28年度、本年度の完了地区の削除、あるいは平成29年度からの新規地区の追

加などの変更を行うものでございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(な し)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈競馬対策課〉

◎明神委員長 次に、競馬対策課の説明を求めます。

◎伊藤競馬対策課長 当課の場合、補正予算はございませんので、平成29年度の当初予算議案について御説明をさせていただきます。

またあわせまして、関連いたします高知競馬の運営状況につきましても、簡単でございますけれども、御報告をさせていただきます。

まず、資料No.②の当初予算（議案説明書）の381ページをお開きください。

まず、歳入予算でございます。6目農業振興費負担金の真ん中ほど、5節競馬対策費負担金4,700万円余りでございます。これは人件費に係ります負担金でございます。競馬担当理事と競馬対策課の5名の計6名の職員につきましても、高知競馬の運営支援のため、高知県競馬組合の職員の身分を併任しております。この人件費の一定割合を競馬組合のほうから競馬対策費負担金として受け入れをしてございます。これは昨年度と比べまして2,000万円余りの増となっておりますが、これは高知競馬の運営が非常に改善をしてきたということもございます。競馬組合としてのやはり業務のウエートが非常に増してまいりましたので、業務の実態に合わせまして負担割合を見直しいたしまして、これまでの5割から組合側の負担を9割としたものでございます。

次、382ページをお開きください。

歳出予算でございます。3目の競馬対策費、歳出総額で5,300万円余りとなっております。

右の説明欄でございますが、人件費につきましては、先ほど申し上げました競馬組合との併任になっております6名分の人件費を計上してございます。

その下の競馬対策事業費73万8,000円でございますけれども、これは競馬事業の監督官庁であります農林水産省の競馬監督課など、そことの連絡協議などに要します旅費などの事務費ということでございます。

予算についての説明は以上でございます。

続きまして、高知競馬の運営状況につきましても、簡単でございますが、説明をさせていただきます。

農業振興部の議案に関する補足説明資料でございますが、これの競馬対策課の赤のインデックスのついた1ページをお開きください。

この資料でございますが、高知競馬の売上状況を平成25年度から月ごとに示した資料と

なってございます。下の表の色のついた28年度の行をごらんください。

ずっと右のほうに目を移していただきますと、直近の2月末の時点での売り上げ累計が200億円を超えまして、224億円余りとなってございます。高知競馬が始まりまして以来、これまでの年間の売り上げのレコード、最高の売上額が平成3年度に記録しておりました221億円でございましたので、この2月の時点でこれを26年ぶりに塗りかえて最高の売り上げとなっているということでございます。最終的には250億円ぐらいまで伸びるのではないかというふうな見通しでございます。

この売り上げの状況をグラフにしましたものが上の2つのグラフということで、左側が月別の売り上げの累計、右側が月別の開催1日当たりの平均の額となっております。いずれも黒の実線が今年度の実績というところでございます。

次の2ページをお開きください。

この資料は、全国今14の競馬場で開催されております地方競馬の本年度1月末までの開催の成績となっております。高知競馬は下から3行目のところでございます。表の真ん中あたりに総売得金の1日平均が2億1,500万円余りとなっております。昨年度の伸び率で132.3%の増となっております。ごらんのように各競馬場とも全てプラスの伸びとなっておりますが、表の中でも高知競馬が一番の伸び率となっている状況でございます。また、参考にごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で農業振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて農業振興部から3件の報告を行いたい旨の報告が申し出があっておりますので、これを受けることにします。

まず、第3期産業振興計画（農業分野）の平成29年度改定のポイント等について、農業政策課の説明を求めます。

◎杉村農業政策課長 第3期産業振興計画（農業分野）の平成29年度の改定のポイント等について御説明させていただきます。

なお、今回御説明する内容につきましては、1月20日に開催をいたしました産業振興計画フォローアップ委員会において、委員の皆様にご審議いただいたものでございます。

お配りしております商工農林水産委員会資料、平成29年2月定例会（報告事項）の資料をお願いいたします。農業政策課の赤のインデックスのところをお開きください。

A3の資料ですけれども、平成29年度農業分野の展開イメージについてでございます。

各課からの予算議案の説明と重複する部分が多いので、簡潔に説明させていただきます。

上段の分野を代表する目標値の欄の農業産出額等のところですが、昨年の12月に公表されました平成27年の農業産出額は、1,011億円となっております。これに飼料用米の交付金を加えまして1,118億円となっております。7年ぶりに1,000億円を突破するとともに、第2期産業振興計画に掲げておりました目標1,000億円を達成することができました。また、第3期計画で重点的に進めてきました環境制御技術の導入や次世代型ハウスの整備などにつきましても、ここに来て成果が目に見えるようになったと感じているところでございます。しかしながら、一方で高齢化等による農家戸数の減少や産地の縮小傾向が依然続いております。これまでの成果をより確かなものにしていくためにも、第3期計画に位置づけたさまざまな施策をさらにスピード感を持って着実に実行していくとともに、取り組みを進めていく上で見えてきた新たな課題も踏まえて、さらなるバージョンアップにつなげていく必要があるものと考えております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第3期計画の取り組みに対する評価と今後の取り組みの方向性につきまして、1月16日に開催いたしました農業部会でいただいた御意見について御報告させていただきます。

まず、1の第3期産業振興計画の取り組みに対する評価についてでございますが、おおむね計画どおり進んでおると評価をいただいたところでございます。

部会での主な意見としましては、1、次世代型ハウス等の整備支援に関するものとしまして、園芸のハウス地帯でも使われなくなったハウスが出てきている。これらの再編まで見据えた取り組みを実施しないと、ハウスの面積は拡大しない。そのために家族農業がどこまで成り立つのか、踏み込んで考えないといけないという御意見や、2、畜産の振興に関するものとしまして、現在、肉用牛の価格がよいので、こうした機会を逃すことなく、担い手を確保していくことが重要であると、そういう御意見などがございました。

次に、2の今後の取り組みの方向性についてでございますが、事務局案を原案どおり承認いただきました。部会での主な意見としましては、1、環境制御技術の普及に関するものとしまして、園芸連において十分な取引量を確保していくためにも、収量アップの取り組みをさらに加速化して進めてもらいたいという御意見や、2の直販所支援の強化に関するものとして、直販所を核とした地域活性化の取り組みに期待している。県域JA統合構想の中で、大型直販所の整備も検討されているので、JAと連携して進めてほしいという御意見などがございました。

平成29年度は、第3期計画の取り組みも2年目となり、本格的な実施段階に入っておりますことから、いただいた御意見を参考にしながら、着実に成果につなげていけますよう、さらなる取り組みを強化してまいりたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 直販所支援の強化のところ、ケアハウスなどの老人施設ではなかなか地元の食材を使っていないという実態を聞くという意見が出されていますけれども、県内の例えば学校給食だとか、この老人施設なども含めて地産地消ということが言われますけれども、地元食材の使用率ですね、これ数字でわかるもんがあれば、また教えていただきたいんですけども。

◎有馬地域農業推進課長 地域農業推進課の有馬でございます。毎年県の関連施設を対象にして、地域食材の調査といったことを当課で毎年やっております。27年度の調査結果で見ますと、県の関連施設として市町村の学校でありますとか保育園、児童福祉施設、あと観光施設などを含めまして、県産材の使用率として、重量ベースではございますが、約62%となっております。この中でも、米につきましてはほぼ100%となっておりますし、野菜につきましては53%といった状況でございます。

◎坂本（茂）委員 それを施設ごとというか、そういうのがわかる表とかあったら、そんな中で例えば社会福祉施設なんかはどれだけ少ないかとか、学校給食だったらほとんど使用されているとか、そんなことがわかろうかと思えますんで、今でなくても、後で資料で構いませんので、先ほどの調査の内訳を教えてください。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、県域JA構想の概要について協同組合指導課の説明を求めます。

◎井澤協同組合指導課長 それでは、商工農林水産委員会資料、平成29年2月定例会の報告事項の協同組合指導課のページをお願いいたします。

県域JA構想の概要について御説明いたします。

それではまず、この構想の取り組みの背景について御説明いたします。

1の(1)にございますように、農協の正組合員数は減少し、高齢化が進む中で事業規模は縮小傾向にある。これをカバーするため、各JAではさまざまな経営の合理化、効率化に取り組み、環境変化に対応してきました。しかしながら、(2)の課題にありますように、現状の15JAの仕組みでは、これ以上のコスト削減は厳しく、今後の経営環境を考えますと、財務状況が悪化する懸念があること、そして農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、将来にわたって経営を維持・発展させていくためには、県域全体の力を結集できる体制を早期に構築することが必要と考えまして、その下の枠囲みに記載しておりますように、JAグループ高知では、平成27年11月の第33回高知県JA大会において、平成31年1月の県域1JA構想の実現を目指して取り組んでいくことを決議され、構想実現に向けた具体的な協議を進めてこられました。その結果、昨年12月22日には、今回の合併に参加します12JAが合併契約を締結するとともに、中央会や園芸連などの連合会組織と12JAとの間で県域JA統合に係る機能移管に関する覚書の締結などが行われました。そして、本年1月18日になりますが、合併契約を締結された各12のJAが総会や総代会を開催しま

して、組合員の総意として合併や、そして3カ年の統合経営計画が承認されたところでございます。このことによりまして、平成31年1月の県域JAの発足が事実上決定しました。

次に、2の県域JAの概要について御説明いたします。

(1)の県域JAの新しい名称は、現在公募をしております、6月ごろ決定することになっております。

(2)の所管する地区でございますが、県下全域をエリアとしておりまして、組合員資格を有する方であれば、県内全ての農業者が組合員になることが可能となっております。

また、(3)の組合員資格につきましては、現在の組合員が全員加入できる条件として設定をしております。

(4)の組合員数は、今回合併する12JAの総数ということになりますけれども、正組合員数はおよそ5万人、準組合員数はおよそ4万1,000人となります。

なお、この5万人という正組合員数は、全国に680余りの農協がございますが、その中で第6位という規模になります。

次の運営方法ですが、高機能で健全な運営を行うとともに、地域密着度の高い運営を目指すこととしておりまして、具体的には統括本部と営農・販売、経済、信用、共済の4つの部門から成る事業本部を本所に設置する一方で、地域の特性を生かした運営が行えるよう、県下に7つの地区本部を設置して運営していくこととしております。

次に、3の合併統合による効果でございます。このたびの県域JAの発足によりまして、組織のスリム化等によるスケールメリットの発揮や重複機能の排除、そして組織が大きくなることによる既存エリアを超えた施設の有効活用などが期待されております。

農業振興の面での効果の主な内容をその下に記載しておりますけれども、(1)の営農指導体制の充実では、農家組合員の方から御要望の多い営農指導員を26名増員すること、また(2)の農地・ハウスなどの相談対応については、ここを強化するとともに、また(3)の販売力の強化では県外事務所体制の拡充や県中央部への大型直販店舗の整備などに取り組むこととしております。

その下の(4)では、集出荷場等の共同利用施設の効率的な再配置や仕入れ機能の一元化、物流の合理化などによりまして、出荷コストや生産資材のコスト低減を図ることとしております。

そして、(5)担い手農業者への積極的支援も行うこととしておりまして、このことに関しましては、昨日、久保副委員長からもお話がありました。それに関連すると思っておりますけれども、県域JAでは総合的な担い手対策部門を設置しまして、組合員への技術指導、それから経営相談、業務の強化をするほかに、また新たに基金を創設しまして、新規就農者の支援などを行うこととしております。

最後に、この構想のスケジュール等について御説明いたします。

次のページをごらん願います。

まず、上段の各 J A の動きですけれども、本年 1 月 18 日に 12 J A による総会や総代会において、合併契約書や統合経営計画が承認されました。また、先月、2 月 16 日ですけれども、設立委員会が設置されまして、県域 J A の発足に向けた具体的な検討が始まったところでございます。平成 31 年 1 月の県域 J A の発足まで、この 2 年間ございますけれども、組織運営のルールづくりや営農・販売・購買などの事業を進める上での具体的な方策を決めていくとお聞きをしております。

あわせまして、表の下段になりますけれども、中央会や各連合会組織も県域 J A 発足時に機能移管を行っていくこととしておりますけれども、県域 J A 発足後も 3 J A が並行して残りますことなどから、表の右下にありますように、中央会や信連、それから共済連の県本部の機能の一部は残ることとなっております。

なお、園芸連につきましては、今回参加しない J A など、3 J A なども含めましてこれまでどおり一元出荷体制を継続していくこととなっております。ただ、県域 J A に全ての機能を移管していくためには、現在の会員を整理する必要があるでございます。園芸連の園芸年度は 8 月末までとなっておりますので、それまでの間に会員の整理を行いまして、平成 31 年 9 月ごろに全ての機能を包括承継する予定となっております。

また、全国組織である全農県本部は、組合市場を除きまして全ての県本部機能機能を移管することとしております。

なお、一番下になりますけれども、J A 病院等を所管しております厚生連は、医療機関としての専門性を考慮しまして、これまでどおり存続することとなっております。

表の右側に、県域 J A 後の姿として、組合数や役職員の数、事業規模などを記載しております。

(7) の合併統合後の規模でございますけれども、例えば購買品の取扱高では全国 4 位の規模になります。販売品の取扱高では J A さがに続きまして全国 2 位の規模となります。

なお、今回参加を見送りました 3 J A との関係ですけれども、例えばこれまで全農が行っていた共同購入、園芸連による共同販売などにつきましては、今後県域 J A のサービスを利用することになります。その利用条件に関しましては、最終的に県域 1 J A を目指すことを前提に考えられておりまして、例えば未参加の J A が県域 J A のサービスを利用する場合、販売手数料など組合員から見て同一事業、同一サービスとみなされるものにつきましては、対価や利用条件面で不公平感が生じないような取り扱いをすることとしております。

県域 J A の発足に関しましては、2 月議会の一般質問において知事からも答弁しました

ように、J Aグループ高知の皆様は産業振興計画の取り組みを進めていく上での重要なパートナーであるということがございます。今後ともJ Aグループ高知の皆様と課題を共有しまして、本県の農業のさらなる発展に向け、ともに取り組んでいきたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 今回参加していない高知市と黒潮、馬路村、この3 J Aが将来的に1 J Aに入ってくる時期というのは、ある程度はわかっていますか。

◎井澤協同組合指導課長 今回設立をする県域J A、3カ年の事業計画を立てております。まずはその事業計画どおりに実現するということを目指していくことになろうかと思っておりますので、今回参加を見送りました3 J Aにつきましては、それ以降になろうかと思っております。

◎坂本（孝）委員 それでは、3年以降になるということですが、その外れるJ Aの事業計画によると思いますが、大体の予測はついてないの。

◎井澤協同組合指導課長 それぞれのJ Aの中で組合員の皆様の意見を聞いた上で、最終的に決めるということになろうかと思っております。ですので、今いつごろというようなことは、まだ具体的には出ていないということでございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、高知県新食肉センター整備検討会について、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 当課からは、第3回の高知県新食肉センター整備検討会の検討状況について御報告します。

それでは、お手元の平成29年2月定例会（報告事項）の赤いインデックスの畜産振興課をお開きください。

12月議会の商工農林水産委員会でも御報告したとおり、現在の高知県広域食肉センターの施設が老朽化している現状や、その必要性などを踏まえ、この検討会を昨年11月に立ち上げました。今回は2月23日に開催しました第3回目の検討状況について御報告します。

まず、1の（2）主な議事をごらんください。

第3回の検討会では、整備の基本的な考え方、本県の食肉処理を取り巻く現状、生産と処理頭数の見込み及び施設の規模と求められる機能について、事務局である県や専門家から説明を行い、委員の方々から御意見をいただきました。

次に、（3）の主な説明内容をごらんください。

まず、県全体の生産と処理頭数につきましては、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

土佐あかうしにつきましては、左の上のとおり、平成27年度を基点としまして10年後と

なる平成36年度に向けては、牛肉需要の高まりに対応するため、乳用牛への受精卵移植子牛生産や繁殖雌牛の増頭、施設整備など産業振興計画に基づき増頭を進めます。

また、20年後となる平成46年度に向けましては、その右のとおり、県内需要の拡大や新たな販路などの確保、また新規就農者の確保や新たな生産拠点を整備するなどの取り組みを進め、需要の動向に対応した増頭を進めます。

このような取り組みにより飼養頭数につきましては、グラフの一番上、太い線になりますけれども、平成36年度までに約4,000頭近くまで増頭します。平成46年度ですけれども、※2の点線で示すとおり、約5,200頭まで増頭が可能ですが、※3の太い点線で示しますとおり、需要や生産者の意向を考慮しまして、約4,200頭までの増頭を見込んでおります。

一方、屠畜頭数につきましては、下の線になりますけれども、※1に示しますとおり、平成36年度までに流通側の需要でございます700から800頭を達成できる見通しとなっております。

資料の4ページをごらんください。

黒牛の生産の見通しでございます。黒牛につきましても、左上のとおり、平成36年度に向けては、繁殖雌牛の増頭、施設整備の推進など、産業振興計画に基づき増頭を進めます。

また、平成46年度に向けましては、その右のとおり県内需要の拡大を図り、畜産クラスターの拡大を進めてまいります。さらに、既存農家の規模拡大や新規就農者の確保などの取り組みを進めることにより、需要の動向に対応した増頭を推進します。

このような取り組みによりまして、飼養頭数はグラフの上、太い線ですけれども、大川村や梶原町での大規模な増頭や規模の大きい農家に増頭が進みますため、平成36年度まで約2,600頭、平成46年度には約2,850頭まで増頭する見通しです。

一方、屠畜頭数につきましても、下の線になりますけれども、平成46年度には約900頭まで増加する見通しです。

最後に、豚の生産の見通しですけれども、資料の5ページをごらんください。

豚につきましては、平成36年度に向けて左上のとおり施設整備などによる規模拡大や高能力母豚の導入などによる増頭など、産業振興計画に基づき増頭を進めます。また、今後増頭する豚や現在県外へ出荷している豚についても、県内へのお荷を促進します。

平成46年度に向けては、その右のとおり、飼養管理技術の向上や母豚の生産能力向上により、さらなる増頭を推進するとともに、引き続き生産される豚の県内へのお荷を促進します。

このような取り組みによりまして、一番上の細かいグラフにありますとおり、県内や県外出荷頭数を合わせた県全体の出荷頭数は、平成31年度には約5万7,000頭に達する見通し

です。

また、平成31年度以降もほとんどの農家が増頭の意向がありますので、必要に応じ用地確保にも取り組みながら、平成36年度には県下全域で平成27年度の約3割増しでございます約5万9,000頭、平成46年度には約4割増しでございます約6万4,000頭まで出荷頭数が増加する見通しです。

以上が各畜種別の生産と処理頭数の見込みでございます。

次に、施設の規模と求められる機能のうち、アの新食肉センターの処理頭数の見込みでございます。資料につきましては、6ページをごらんいただきたいと思います。

新食肉センターの処理頭数の見込みですけれども、上の基本的な考え方にありますとおり、産業振興計画に基づき増頭を推進しまして、県内産、県外産の和牛につきましては、増頭分ふえてくるもの全て、また豚につきましては、増頭分のうち東部地域の全てと四十町でふえてくる豚のうちの2分の1を処理するという考え方で処理頭数を見込んでおります。その結果、新食肉センターの処理頭数の見込みは、豚やヤギの処理頭数に牛や馬の処理頭数を4倍しました豚換算頭数と呼ばれるものを加えた合計で、平成31年度に約2万頭、平成36年度に約2万2,000頭、そして平成46年度には約2万5,000頭と見込んでおります。

次に、イの施設の規模と建設コストの試算でございます。資料は7ページをごらんいただきたいと思います。

施設整備の基本的な考え方としましては、今回の施設整備は平成36年度の処理頭数に対応できる規模で行いまして、平成46年度に向けましては、平成36年度をめどに施設の拡充等の検討を行うとしております。

今回、新施設の規模感を持っていただくため、平成36年度におけます処理頭数の見込みから、あくまでも機械的に算出したものです。その結果、施設規模は1日220頭程度、本体整備経費が16億円程度、関連工事経費が5億円程度となりました。

なお、3の試算の前提に書いておりますとおり、稼働日は週5日、稼働率は繁忙期などの対応を考えて9割としております。

整備経費につきましては、豚換算頭数をもとに機械的に算出し、本体整備経費につきましては、現施設で行っております屠畜からブロック肉加工までを行う1次加工部分の範囲としております。

なお、関連工事経費としましては、汚水処理施設、水道施設の経費としておりまして、用地費、整地費、解体費、仮設費などにつきましては、この試算には含まれておりません。

重ねて申し上げますけれども、これは新施設の規模感を持っていただくために、平成36年度の処理頭数の見込みから、あくまでも機械的に算出したものでございます。

それでは、2ページに戻りまして、(ウ)の新施設の機能でございます。新施設では、食肉の安全・安心の観点から、HACCPを導入することや、機械導入による省力化、また加工機能を拡充することによって、屠畜以外の部分でも利益を生み出していくことなどが提案されました。

以上の事務局や専門家などからの説明に対しまして、委員の方々からは消費者の立場からすると、どういったところで屠畜処理されているのか気になる。新しい施設は消費者が安心して肉を購入できるよう、衛生的で安全な処理のできる施設にすることが必要。また、HACCPなどのソフト分野は、食肉センターのブランド化につながるのではないかと。また、現在地での建てかえや経営収支の試算に加えて、四万十市と統合した場合のコストについても出してほしい。また、この検討会は高知市にある食肉センターを何とか存続できないかということで立ち上げたものであり、まずは高知市での施設の存続の可能性を議論すべきなどといった御意見がありました。

続きまして、2の今後の検討内容とスケジュールでございますけれども、(1)の今後の検討内容でございますとおり、今後は食肉センターの施設の規模と機能につきまして、事務局から再度詳細資料を提出し、委員の方々から意見をいただき、決定した上で、新施設の運営体制や整備の場所についても意見交換を行いたいと考えております。

(2)のスケジュールにつきましては、第4回の検討会を平成29年5月ごろに実施する予定でございます。また、8月ごろをめどに新食肉センター整備検討会を取りまとめたいと考えております。

当課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎明神委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田所林業振興・環境部長 林業振興・環境部の提出議案及び報告事項につきまして、総括的に御説明をさせていただきます。

まず、平成29年度の当初予算議案から御説明をさせていただきます。

当初予算議案につきましては、お手元にお配りしております林業振興・環境部の青いインデックスを張った補足説明資料のほうをごらんください。

1 ページ、当初予算の総括表でございます。

一般会計の合計額は142億7,000万円余りで、平成28年度の当初予算額と比べますと、2億6,000万円余りの増額で、対前年度比101.9%となっております。

次に、特別会計でございますが、県営林事業は、県営林の適正な管理運営に必要な経費として2億8,000万円余り、対前年度比で66.6%となっております。これは県営林事業の実施箇所の一部が完了したことによるものでございます。

林業・木材産業改善資金助成事業は、林業者や木材産業事業者への融資のための経費としまして、ほぼ前年並みの16億円余りを計上しております。

土地取得事業は、県内の自然環境にすぐれた土地を取得するための調査等の経費として、ほぼ前年度並みの135万1,000円を計上しております。

次に、2 ページをお開きください。

これは各課の予算の総括表となっております。

では次に、3 ページをお願いいたします。

主要事業の体系表でございます。林業分野におきましては、今年度からスタートしました第3期産業振興計画の5つの柱に基づきまして整理をしております。

3 ページには、原木生産のさらなる拡大、加工体制の強化、流通・販売体制の確立を、4 ページには木材需要の拡大、担い手の育成・確保についてそれぞれ記載をしております。

5 ページには、新エネルギービジョンに基づきますエネルギー分野と第4次環境基本計画に基づきます環境分野の3つの柱にあわせて整理をさせていただいておるところでございます。

なお、事業名の左に枠囲みをして、新ですとか、拡とございますが、それぞれ新規事業、拡充事業というものを示したものでございます。

それでは、恐れ入りますが、3 ページのほうにお戻り願いたいと思います。

第3期産業振興計画の1つ目の柱、原木生産のさらなる拡大の生産性の向上による原木の増産にございます拡充事業の2つ目の原木増産推進事業につきましては、原木のさらなる増産に向けて作業システムの改善や高性能林業機械の導入などへの支援を拡充するものでございます。

次に、持続可能な森林づくりにございます拡充事業の森林計画事業では、森林法の改正に基づく林地台帳の整備を進めるため、総合行政ネットワークを活用して森林J I Sの機能の拡充を図ることとしております。

新規事業の森林・山村多面的機能発揮対策支援事業は、国の交付金とあわせて地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取り組みに対して支援するものでございます。

2つ目の柱、加工体制の強化の拡充事業の県産材加工力強化事業は、製材事業体をハードと人材育成の両面から支援し、あわせて事業戦略づくりをサポートするよう事業を拡充しておるところでございます。

3つ目の柱、流通・販売体制の確立の拡充事業の3つ目でございます県産材輸出促進事業は、海外における販路拡大を図るため、県内事業者の海外におけます木材見本市への出展や輸出仕様製品の開発などの支援を行ってまいります。

次に、4ページをお開きください。

4つ目の柱、木材需要の拡大の拡充事業の2つ目の非住宅建築物木造化促進事業は、店舗や事務所といった低層非住宅建築物の木造化を促進しますため、本県において開発されました新たな木質部材を活用したモデル建築物の整備などを支援することによりまして、さらなる木材需要の拡大を図ってまいります。

5つ目の柱、担い手の育成・確保の最初の拡充事業の林業労働力確保支援センター事業では、新たにU・Iターン希望者や県内の新卒予定者を対象に本県の林業について詳しく知ることができるフォレストスクールを開催することなどによりまして、林業労働力の確保を図ってまいります。

また、上段の林業学校につきましては、平成30年度の専攻課程の設置による本格開校に向けまして、施設の整備やカリキュラムの充実・強化を図ってまいります。

次に、5ページをお願いいたします。

新エネルギーの利用の新エネルギー促進事業では、平成27年度末に改定しました新エネルギービジョンに基づき、さらなる新エネルギーの導入促進を図りますため、新たに県内の事業者が行います小型風力発電の事業可能性調査などに係る経費に対して支援しようとするものでございます。

次に、中ほどの環境への負荷の少ない循環型社会づくりの廃棄物の適正処理の推進におけます廃棄物処理対策事業では、南海トラフ地震対策向上計画に基づきまして、災害廃棄物処理に係る対応策のさらなる検討を進めていくこととしております。

また、本県におけます新たな管理型産業廃棄物最終処分場の候補地の選定作業を進めることとしております。

次に、自然環境の保全に取り組む自然共生社会づくりの拡充事業、牧野植物園管理運営費では、牧野植物園の新たな魅力を創出するための磨き上げ整備に取り組んでまいります。

次に、6ページをお開き願います。

こちらは平成28年度の一般会計及び特別会計の補正予算議案についてでございます。

増額のうち、主なものとしましては、森づくり推進課が所管します林業学校の施設整備に関する経費や、新エネルギー推進課が所管しますグリーンニューディール基金の執行残

額等を国に返還する経費がございます。

また、減額につきましては、治山事業などの公共事業につきまして、国の内示額との差による減額が主なものであることとございます。

そのほか、各事業におけます補助金や委託料などの執行残につきまして減額を行うこととしております。

これらによりまして、一般会計では3億8,000万円余りの減額の補正をお願いするものでございます。

あわせて、治山事業などの債務負担行為の追加や公共事業、災害復旧事業などの繰越明許費の追加等もお願いしております。

特別会計につきましては、県営事林業で下方道の災害復旧工事の影響により、間伐事業の一部が中止になったことなどの理由から、1億3,000万円余りの減額の補正をお願いしております。

また、条例その他議案が2件ございます。

1つ目は、高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。この議案は、平成30年4月から高知県立林業学校の名称を高知県立林業大学校に改め、あわせて林業大学校の研修部門として専攻課程を置こうとするものでございます。

2つ目は、県有財産であります高知県自然保護基金に属する土地の処分に関する議案でございます。この議案は、高知県自然保護基金により取得した足摺宇和海国立公園内の土地について、土佐清水市に無償で譲渡するため、議決をお願いするものでございます。

報告事項は、第3期産業振興計画の林業分野の平成29年度改定のポイント等についてなど、4件でございます。

最後に、林業振興・環境部が所管します審議会の審議経過等につきまして、お手元の資料の赤色インデックス、審議会経過のページの平成28年度各種審議会の審議経過等についてをごらんいただければというふうに思います。

こちらの表にございますように、それぞれ審議会等を開催しております。

以上、総括的に御説明させていただきましたが、詳細はそれぞれの担当課長から御説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

◎明神委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈林業環境政策課〉

◎明神委員長 まず、林業環境政策課の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 まず、平成29年度の当初予算案についてです。資料No.②の当初予算の議案説明書の384ページをお開きください。

歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、8 使用料及び手数料は、森林技術センターで行います試験の手数料が主なものとなっております。

中ほどにございます9 国庫支出金は、職員の人件費の一部に充当しております林業普及指導事業交付金と甬喜ヶ峰森林公園のトイレの改築工事に充当いたします森林・林業再生基盤づくり交付金です。

次の385ページをごらんください。

12繰入金は、森林環境保全基金からの繰入金を計上しております。

14諸収入は、森林技術センターが行います試験研究の受託事業収入が主なものとなっております。

15県債は、甬喜ヶ峰森林公園内の排水路の整備工事費に充当するものとなっております。

続きまして、386ページからの歳出につきまして、右端の説明欄の記載に沿いまして主なものを御説明いたします。

まず、387ページの一番上にございます林業政策費のうちの1 人件費は、林業振興・環境部の林業関係職員のうち、県費支弁の146人分に係る人件費を計上しております。

次の2 森林諸費と中ほどにございます3 企画調整費は、部内の調整事務などに要する経費です。

4 木の文化県構想推進事業費は、木の文化県高知にふさわしい木造建築物などを表彰する木の文化賞に要する経費などを計上しております。

388ページをお開きください。

5 森林公園等管理運営費は、県立の甬喜ヶ峰森林公園と森林技術センター情報交流館の管理運営に要する経費となっております。このうち、測量等委託料及び施設整備工事請負費は、甬喜ヶ峰の森林公園内にごございます排水路の整備とそれからトイレの改築に要する費用となっております。

次に、6 県民参加の森づくり推進費は、森林環境税を活用した事業に要する経費となっております。

まず、森林環境税情報誌作成等委託料は、森林環境税を活用したさまざまな取り組みや森林に関する情報などを県民の皆様にはわかりやすく伝え、森林に対する理解や関心を深めていただくことを目的といたしまして、年2回情報誌を作成し、小中学校や市町村などへ配布をしております。

次のパンフレット等作成委託料は、森林環境税のPR用チラシやパンフレットの作成を行うものとなっております。

次のこうち山の日県民参加支援事業委託料は、幅広く県民からの参加を募りまして行う

森林保全ボランティア活動の支援業務をこうち山の日ボランティアネットワークに委託するものです。

次のインターネットホームページ保守管理委託料は、多くの県民の皆様には森林ボランティア活動に参加していただけますよう、県内で実施されますボランティア活動やイベントの情報を提供するためのホームページの保守管理を委託するものとなっております。

こうち山の日推進事業費補助金は、こうち山の日に関する普及啓発や森林保全活動などの取り組み、学校での出前授業などを行う団体に対しまして補助を行うものです。

山の学習支援事業費補助金は、総合的な学習の時間を利用して、森林環境教育を実施する小中学校の取り組みに対し助成を行うものです。

森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金は、平成29年度からの新規事業となっております。国においては、平成25年度から地域住民が森林所有者と協力しまして里山林の保全管理を行う取り組みなどに対し助成をしておりますが、平成29年度から制度が変更され、助成費の一部を地元自治体が負担する取り扱いとなったため、当該補助金を創設するものとなっております。

次に、389ページに参りまして、7 森林環境保全基金積立金は、森林環境税の税収相当分とその運用益などを森林環境保全基金へ積み立てるものです。

次に、林業試験研究費についてです。

1 森林技術センター管理運営費は、事務所の清掃や警備、センター敷地内の除草や植木の剪定などの施設維持管理の委託、それと試験機器の保守点検の委託などに要する経費となっております。

2 林業試験研究費は、森林技術センターで行う試験研究に要する経費で、産業振興計画の推進に資する研究を中心に民間企業などと連携しながら積極的に取り組むこととしております。

次に、390ページをお願いいたします。

環境政策費の1 環境企画費は、高知県環境審議会の開催や環境白書の発行などを行う経費です。

2 の協働の森づくり事業は、企業からの協賛金をもとに荒廃した森林の整備や企業と地域との交流活動を推進していくための経費となっております。

このうち、CO₂吸収認証制度運営委託料は、協働の森づくり事業で整備いたしました森林をCO₂吸収量を認証し、協賛いただきました企業に吸収証書を交付しようとするものです。

フォーラム開催委託料は、県内企業や県民の皆さんに協働の森づくり事業について理解と関心を深めていただくとともに、事業への参加を広く呼びかけることを目的といたしまして、フォーラムを開催するものです。

以上、林業環境政策課の平成29年度当初予算総額は17億8,900万円余りで、平成28年度当初予算に比べ5,700万円余りの増で、対前年度比103.3%となっております。

続きまして、平成28年度の補正予算につきまして御説明をいたします。

資料No.④の補正予算の議案説明書の196ページをお開きください。

資料の右端にあります説明欄の1人件費の市町村派遣職員負担金は、当部の林業分野での人事交流で、仁淀川町から派遣いただいています職員の人件費に係る負担金となっております。

次に、2 県民参加の森づくり推進費の山の学習支援事業費補助金は、実績額が当初予算額を下回る見込みとなったため、減額を行うものです。

3 森林環境保全基金積立金は、平成28年度の税込額が当初予算額を上回る見込みとなったため、増額を行うものです。

最後に、4 森林整備加速化・林業再生基金積立金は、基金の利息収入が当初見込み額を下回ったため、減額を行うものです。

以上、当課の平成28年度補正額は600万円余りの増額となっております。

林業環境政策課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西森委員 山の学習支援事業について、具体的にどんな学習をされているのか。

◎上岡林業環境政策課長 山の学習支援事業につきましては、小中学校などで総合的な時間を使いまして、年間を通じて森林環境学習を行う、そういった学校に支援するものとなっております。具体的な学習内容につきましては、例えば授業の中で山林とか山の働きとかについて事前に学習をして、その後実際に山林の中へ入って森林体験を行うと、そういった学習をしまして、後また帰ってきて学校で発表会を行うとか、お子さんが自発的に学習して森林づくりについて学んでいくと、そういった取り組みを県で支援をしております。

◎西森委員 28年度の実績見込みとして58校の5,200人ですかね、これは例えば何年かけて県内の学校全てに対して支援をしていって、そういった生徒の学習をしていくという考え方なんでしょうか。

◎上岡林業環境政策課長 27年度の実績で申し上げますと、実施していただいています市町村は、18市町村、59校になります。ことしは15市町村、58校の見込みとなっております。県といたしましては、県内34の市町村全てでこういった学習に取り組んでいただきたいということで、それぞれの市町村に対しまして働きかけを行っておりますが、まだまだ県内全域に広がるというような状況にはなっておりません。

◎西森委員 そうすると、全くこういった学習に取り組んでいない市町村の小中学校もあるということになるんでしょうか。それで、今後どういう形で各市町村、また学校への周

知というか、進めていくのか。

◎上岡林業環境政策課長 今現在、各学校にこの事業の御紹介をしております。具体的には校長会とか開催されますときに、そちらにお伺いして事業の説明をするとか、あと各教育事務所で先生方の集まる会合がございますので、そちらに先ほどと同じようにお伺いして、制度の説明をします。あわせて、この取り組みにつきまして、ほかの学校がこういう取り組みをしていますというような事例を御紹介する冊子というか資料をつくっておりますのでお配りして、こういう事業に簡単に取り組みますよということを御理解いただくような、そういう努力はしております。

◎西森委員 取り組んだ学校からいろんな声も上がっているかと思います。感想というか、それはどんな声があるのか。

◎上岡林業環境政策課長 香南市の先生からのお話になりますが、子供さんが実際にすぐ近くに山はあるけれども、ふだんなかなか山の中に入っていく、森のほうに入っていくという機会がないので、こういう機会があれば、ある意味授業の中でやりますので、自然と森林に親しめる機会がつかれていいんじゃないかというような御意見はいただいております。

◎西森委員 地域的な差はあるんでしょうかね。例えばこの地域は積極的に学習に取り組んでいるけれども、この地域はちょっと取り組み意識が低いとかというですね。

◎上岡林業環境政策課長 この事業に取り組んでいただいております市町村は、1回始めますと、大体継続してやっております。地域的なもので申し上げますと、若干西の地域のほうが取り組みが少ない状況がございます。

◎西森委員 ぜひ県内全域で取り組んでいただくように、またしっかりと働きかけもしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎坂本（茂）委員 甫喜ヶ峰森林公園のトイレの工事請負費ですけれども、去年の段階では改築事業ということで設計委託をしたと思うんですけれども、新築になったということは、改築では対応できないから、もう完全に新築になったということでしょうか。

◎上岡林業環境政策課長 改築と新築、ちょっと表現が混同したかもしれませんが、今現在建っていますトイレは昭和53年にできたもので、40年ほどたっておりまして、老朽化が激しいということで、なおかつくみ取り方式になっていますので、今回は建物を全て撤去して改めて建て直すということになっております。

◎坂本（茂）委員 当然中も、まあ言うたらトイレ新しくするのであれば、バリアフリー的な機能も持ったようなトイレになるということでもいいですか。

◎上岡林業環境政策課長 はい、そのとおりです。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈森づくり推進課〉

◎明神委員長 次に、森づくり推進課の説明を求めます。

◎塚本森づくり推進課長 それでは、当課の予算議案を説明させていただきます。

まず、平成29年度の当初予算について御説明させていただきます。

資料No.2、議案説明書（当初予算）の392ページをお開きください。

歳入につきまして主なものを御説明します。

右端の説明欄をごらんください。一番上の森林環境保全整備事業費補助金は、森林整備公社が森林の間伐などの整備を行うために事業に充てるものです。

4番目の地方創生推進交付金は、林業学校の運営や研修経費に充てるものです。

393ページをお願いします。

科目欄の上から3つ目の12繰入金ですが、その下に記載しています3つの基金を活用し、森林ボランティアの研修や担い手の確保・育成対策、森林経営計画の作成支援などに充てるものです。

下から2つ目の1県債につきましては、林業学校の校舎などの施設整備に充てるものです。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。395ページをお開きください。

右端の説明欄をごらんください。1の森林整備公社助成事業費ですが、森林整備公社が取り組みます経営改善に対する支援でございます。

次のページの396ページをごらんください。

一番上の森林整備公社造林事業費補助金は、国庫補助事業により公社が実施する間伐や作業道開設などに対して助成するものです。

その下の森林整備公社利子助成補助金は、日本政策金融公庫から調達した造林に要した資金の利払いについて助成するものです。

上から4番目の森林整備公社貸付金は、日本政策金融公庫からの借入金の償還に必要な資金を公社に貸し付けるものです。

次に、4の森林研修センター研修館管理運営費の管理運営委託料は、香美市にございます森林研修センター研修館の管理運営に要する経費です。

次に、5の人づくり推進事業費や397ページにございます6の林業学校運営費、次のページにございます7の林業学校研修費につきまして、次年度新たにスタートさせます事業や拡充するものについて、補足説明資料により御説明いたします。

補足説明資料の赤いインデックスを張った森づくり推進課の7ページをごらんください。

まず、上段にあります担い手確保対策につきまして御説明いたします。

現在、県内外の就職相談会での相談件数は年々増加しておりますが、しっかりと就業までつなげていくためには、相談者へのきめ細かな対応や本県の林業の魅力を強力に

アピールする機会をつくっていく必要がございます。そこで、来年度は都市部や県内において新たな取り組みをスタートさせることとしています。

具体的な取り組みにつきましては、上段のポンチ絵をごらんください。左端の情報発信では、ホームページのリニューアルやPRビデオを制作し、林業への就業を希望される方がいつでもどこでも必要な情報を取得できるように、情報発信力を充実させてまいります。

次の勧誘では、首都圏で毎月林業専門の相談対応ができるよう体制を強化してまいります。

さらに、勧誘と体験の間にPRとして高知県の林業について学べる首都圏でのフォレストスクールや県内版フォレストスクールを新たに設け、就業希望者に対してより丁寧な対応ができるよう取り組みを強化してまいります。

体験によりましても、県内の事業者の御協力もいただきながら、就業希望者のニーズに合わせた視察対応など、林業が体験できる機会を充実させてまいります。

また、このような細やかな対応を行うために、就業アドバイザーを1名増員しますとともに、就業後の状況把握や相談対応も行ってまいります。

次に、その下の林業学校の本格開校に向けた取り組みにつきまして御説明させていただきます。

林業学校につきましては、平成30年度に本格開校することとしており、来年度は左下の赤の枠囲いに記載しておりますとおり、専攻課程の開講準備や新校舎・大型実習棟の施設整備を進めます。

①の専攻課程につきましては、地域の森林を支える高度な専門的知識と高い技術力を持つ人材を養成するため、森林管理、林業技術、木造設計の3つのコースを置くこととしており、それぞれのカリキュラム作成や講師等の調整に必要な経費を計上しています。

②の新校舎につきましては、CLTを使用した木造校舎がことし9月末には完成の予定でございます。

③大型実習棟につきましては、高性能林業機械のメンテナンス研修など、天候に左右されない屋内で実施するために建設するもので、国の補正予算を活用しますことから、2月補正予算に計上しております。

なお、これらの本格開校に向けたスケジュールにつきましては、右下のスケジュール表のとおりです。

また、その上の緑の枠囲いに記載しております基礎課程と短期課程につきましても、これまでの実績を踏まえ、内容の充実・強化に努めてまいります。

なお、現在の基礎課程の研修生の状況でございますが、2期生19名は就職先もほぼ決まり、卒業式を待つばかりとなっておりますし、新入生につきましても、おかげさまで定員

の20名を確保することができました。

補足説明資料は以上でございます。

もとの資料の397ページにお戻りください。

それでは、5の人づくり推進事業費のその他の事業につきまして御説明します。

上から8つ目の特用林産業新規就業者支援事業費補助金は、市町村が新規就業を目指す方々の生産技術を習得するための研修の助成金や研修指導者に謝金を支給する場合に、その経費の一部を県が補助するものです。

下から6つ目の小規模林業総合支援事業費補助金は、市町村がNPO団体などが実施する技術研修や事業地を確保するために行う林地集約化の取り組みなどに支援する場合、その経費の一部を助成するものです。

398ページをお開きください。

次に、7の林業学校研修費ですが、上から3つ目の緑の青年就業準備給付事業費補助金は、基礎課程の研修生が安心して研修に専念できるよう、年額で最大165万円の給付金を支給するものです。

その下の事務費ですが、基礎課程の研修を行うために必要な外部講師の謝金や旅費、チェーンソーや安全対策用品などの備品の購入費や需用費でございます。

9の森林計画事業費につきましては、399ページをごらんください。

上から6つ目の森林情報管理システム改修委託料でございますが、これは森林基本図や森林簿などの森林の基本情報をデジタル処理し一元管理する森林GISの機能拡充を行うものです。昨年5月に森林法が改正され、市町村に林地台帳の整備が義務づけられましたことから、その取り組みを支援するために、法務局のデータなどにより森林GISの精度向上を図りますとともに、総合行政ネットワークを活用して、林地台帳の原案となります森林資源情報を市町村と共有していくことにしております。

上から8つ目の事務費につきましては、空中写真をゆがみのない画像に変換したデジタルオルソ画像の購入費などでございます。

10の森林整備地域活動支援事業費の上から2つ目の森林整備地域活動支援交付金は、林業事業体などが施業地の集約を進めるために必要な森林調査、森林所有者などの合意形成活動、境界の確認や測量などに対して支援するものです。

最後の11の県営林事業特別会計繰出金は、後ほど説明します県営林特別会計を維持するために一般会計から所要の資金を繰り出すものです。

以上、当課の平成29年度の当初予算の総額は、16億2,000万円余りとなっており、前年度より2億4,000万円余り増となっております。

続きまして、県営林事業特別会計について御説明いたします。

809ページをお開きください。

歳入は、収入間伐などに伴う財産売却収入と一般会計からの繰入金などです。

810ページを開きください。

歳出の主な事業について御説明いたします。

右端の説明欄をごらんください。

1 県営林造林事業費の事業実施委託料は、県営林の境界管理や現地調査などを森林整備公社へ委託するものです。

その下の1 立木処分費の2つ目の立木処分地主分配金は、県行造林の立木販売などに伴う収益の森林所有者への配当金です。

811ページをごらんください。

1 事業管理費のうち、4番目の県営林整備事業費負担金は、プロポーザル方式により林業事業体を選定して実施する県営林の間伐などの森林整備に係る負担金です。

一番下に記載しています2 地方債元利償還金は、県営林整備のために地方公共団体金融機構から借り入れた元利償還金と県行造林の分収契約の満了に伴い借入金の繰上償還を実施するものです。

以上、県営林事業特別会計の平成29年度当初予算の総額は2億8,000万円余りとなり、前年度より1億4,000万円余りの減となっております。

続きまして、債務負担行為の御説明をさせていただきます。

813ページをお開きください。

上段の当該年度提出に係る分につきましては、次年度からスタートします県営林の森林整備事業につきまして、平成29年度からの債務負担行為をお願いするものです。

また、下段の過年度決議決済みに係る分は、前年度末までの支出見込み額と当該年度以降の支出予定額です。

次に、平成28年度の補正予算について御説明いたします。

資料No.4、議案説明書（補正予算）の197ページをお開きください。

歳入につきましては、支出に連動して変動したものでございまして、右端の説明欄に記載しておりますとおり、地方創生拠点整備交付金につきましては、先ほど御説明しました林業学校の大型実習棟の建設費に充当するものです。

次に、歳出の主なものについて御説明します。

198ページをお開きください。

右端の説明欄をごらんください。1の人づくり推進事業費の2つ目の林業労働力確保支援センター事業費補助金の減は、森林研修センターで予定した測量設計技術研修等について、受講支援生が受講を取りやめたことや、林業就業者などが購入する安全防護への助成が当初の計画を下回ったことによるものです。

次に、2の林業学校費ですが、1つ目の設計等委託料とその下の施設設備等工事請負費

は、大型実習棟の建設に係る経費です。

4つ目の緑の青年就業準備給付金事業費補助金の減は、当初計画していた給付金支給対象者の減など、実績に伴い減額するものです。

次に、199ページをごらんください。

一番上の事務費は、国の補正予算により整備する大型実習棟内に設置する架線シミュレーターや作業台などの備品購入費や需用費等でございます。

3の森林整備地域活動支援事業の森林整備地域活動支援交付金の減については、森林所有者の同意が得られず、効率的な間伐の実施や作業道の開設が見込めないことなどの理由から計画面積が減少し、交付金が減少したものです。

5の県営林事業特別会計繰出金の減は、後ほど御説明します県営林特別会計における歳出の減少や前年度決算における財産収入の剰余金を当該事業に充当することとなったことから減額するものです。

以上、当課の平成28年度一般会計の補正予算につきましては、9,457万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費の御説明をさせていただきます。

200ページをお開きください。

森林整備公社助成事業費の繰り越しですが、森林整備公社が実施する搬出間伐や作業道開設などにおいて、事業地の下方道の災害復旧工事による事業のおくれや土地所有者との協議日時を要したことなどにより、年度内に完了できなかった箇所に係る事業費を繰り越しするものです。

その下の林業学校費につきましては、先ほど補足説明資料で説明いたしました大型実習棟や新校舎の建設工事に期間を要しますことから、繰り越しをお願いするものです。

続きまして、県営林特別会計について御説明いたします。

資料の374ページをお開きください。

歳入につきまして御説明いたします。

上から3つ目の1財産収入の減は、今年度計画していた立木販売が森林の土地所有者の同意が得られないことなどから実施できず、財産売り払いの収入が減額となったものです。

また、3繰越金の増につきましては、先ほど一般会計の補正予算において御説明いたしましたように、前年度決算における財産収入の剰余金を充当するものです。

続きまして、歳出について主なものについて御説明します。

資料の375ページをごらんください。

右端の説明欄をごらんください。1立木処分費の立木処分地主分配金の減は、予定していた立木販売を中止したことから、当初予定していた土地所有者への配当金を減額するも

のです。

376ページをお開きください。

一番上の県営林整備事業費負担金の減は、台風災害により被災地の災害復旧工事のため、本年度に計画していた間伐などの事業が実施できなかったことなどによる減額です。

最後の2地方債元利償還金は、当初計画していた立木販売が実施できず、金融機関への繰上償還ができなかったことにより減額するものです。

以上、県営林特別会計の補正予算につきましては、1億3,503万7,000円の減額をお願いします。

資料の377ページをごらんください。

公有林整備事業債は、前年度末に公売により立木販売を行った箇所について、借入金の繰上償還を行ったため、前年度現在高と当該年度中の元利償還見込み込額が減になったものごさいます。

続きまして、条例その他議案を御説明させていただきます。

資料No.5、条例その他の議案の43ページをお開きください。

第53号の高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案です。この条例は高知県立林業学校の名称を高知県立林業大学校に改め、あわせて林業大学校の研修部門として、専攻課程を置こうとするものです。

平成30年4月から高度で専門的な能力を持つ人材を養成するため、専攻課程を新たに加え、新校舎の施設整備の完了とあわせまして、本格開校いたします。そのため、附則の1にありますように、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

森づくり推進課は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎明神委員長 ここで15分ほど休憩とします。

再開は午後3時20分とします。

(休憩 15時2分～15時20分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

森づくり推進課の質疑を行います。

◎石井委員 担い手確保の取り組みの新校舎の建設で、これは今ある香美市土佐山田の林業学校のところに新設していくということですか。

◎塚本森づくり推進課長 そうでございます。今建っておる建物の下の段に貯水池なんかがございますが、その横の芝生フィールドに校舎を建設するようにしてございます。

◎石井委員 担い手確保でどんどん広げていきたいということだと思うんですけど、新校舎で年間30人とか、1年カリキュラムで20人とかですけど、大体最大でどれぐらいの

規模を今後できるような校舎ですか。

◎塚本森づくり推進課長 定員50名ということで、校舎は建設をしております。ただ、大きな教室もございますので、そのようなところを活用して、定員増も可能かと思っております。今のところは50名定員で建設中でございます。

◎石井委員 そしたら、もし万が一どんどんふえていって、もっとつくらなきゃいけないとか、人数が高まってきたら、この場所にはまた別で広げるようなスペースというのはあるんですか。

◎塚本森づくり推進課長 十分土地はございますので、増築することは可能でございます。

◎久保副委員長 関連して。20日に卒業式に委員長の代理で出席させていただきます。前、質問したときに、卒業したら大体ほぼ県内に就職ということ聞いています。入学される方の県外と県内の比率というのは、おおよそで構いませんけれど、大体何割ぐらいなんでしょうか。

◎塚本森づくり推進課長 大体3、7ですか。3が県外で7が県内という割合でございます。

◎久保副委員長 ぜひまた、それを県外も、もちろん県内もですけれども、ふやしていって、最終的に県内で就職をしていただくように。

◎坂本（茂）委員 林業労働力確保支援センターの関係で、ことしはトータルでの確保支援センター事業の中に、フォレストスクール等受け入れ強化事業も入ってくるわけで、そちらに言えば約3,000万円近く予算を組んで、従来の林業労働力確保支援センターの事業費そのものは減額しているかと思うんですけれども、中身がシフトしているのか、あるいは林業労働力確保支援センター、もともとのがもですね、今回の補正を見たら800万円ぐらい減額していると、それは研修生が少なかったりとかということやろうと思うんですけれども、その少なくなっている分をこのフォレストスクールなんかでいざなうというか、もっと来てもらうようにするのか、あるいはこのフォレストスクールのほうはそこは違う位置づけなのか、そこらあたりを説明いただけませんか。

◎塚本森づくり推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。確保していくためには、まず人を呼び込んでいくことが必要でございますので、待ちの姿勢から都市部に出かけていきまして、相談も受け付ける、またフォレストスクールという形で高知県の林業を伝えていく、そういうセミナーも用意をいたしまして、なるべく多くの方を呼び込んでいくこともございます。特にフォレストスクール、県外ばかりではございませんで、県内も考えてございまして、新卒者の方々が県外に出ずに、なるべく県内で就業していただくというようなことで、県内でのフォレストスクールというところも強化をしようとしてございます。ですから、今まで支援センターがやっている労働力確保の部分を実質強化をする

ような位置づけでフォレストスクールでありますとか、新しい取り組みを来年度スタートさせるところでございます。

◎坂本（茂）委員 例えば県内の新卒者が外へ出ていかんようにという、県内の新卒者対象でいくと、農業高校とか、そんなところが対象になるか、一般の普通高校なんかでも林業労働者としてということを経験してというか、そういう対象としてのそこは。

◎塚本森づくり推進課長 従前でしたら農業高校などがターゲットでございましたが、平成27年度から林業学校も開校しておりますので、そういう普通校の方でも、経験がなくても、林業学校で1年間学んでいただければ、十分に労働力の確保というところにつながりますので、このような取り組みを始めたのも、受け皿が、層が厚くなりましたので、そういうこともございまして、呼び込んでいくというところを、来年度充実強化をしていくところでございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈木材増産推進課〉

◎明神委員長 次に、木材増産推進課の説明を求めます。

◎櫻井木材増産推進課長 当課の平成29年度当初予算議案について御説明をいたします。

資料No.2の議案説明書（当初予算）の383ページをお開きください。林業振興・環境部予算総括表でございます。

平成29年度の当課の予算案の総額は、3段目に記載をしておりますが、19億9,688万6,000円で、前年より3億4,862万8,000円減額となっております。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。

401ページをお開きください。

まず、上から7段目の2国庫補助金ですが、一番上の森林環境保全整備事業費補助金と次の農山漁村地域整備交付金は、県の造林事業に充てるものでございます。

3番目の森林整備・林業等振興整備交付金は、高性能林業機械などの導入整備及び搬出間伐と路網整備やコンテナ内生産施設の整備に充てるものでございます。

4番目の森林病虫害等防除事業費補助金は、松くい虫防除事業の樹幹注入に対する国の補助金でございます。

次に、一番下の2基金繰入金ですが、402ページをごらんください。

森林環境保全基金から繰り入れて緊急間伐総合支援事業並びにみどりの環境整備支援事業の間伐事業に充てるものでございます。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

403ページをごらんください。

一番下にあります4木材増産推進費ですが、右の説明欄に事業ごとの歳出額を記載してございます。

1の造林事業費ですが、404ページをお願いします。

造林事業費補助金は、国費を活用しました造林補助事業で、植栽から下刈り、除伐、間伐やこれからの付帯する作業道の整備などに支援するものでございます。

次の2森林資源再生支援事業費は、伐採跡地への再造林を推進するために再造林及びこれと一体的に整備する鹿被害防護ネットなどの設置に対しまして造林事業に県単独で22%上乗せして支援するものでございます。

3木材安定供給推進事業費は、低コストで効率的な木材の生産、供給等を行うために、国の交付金を活用しまして、間伐や路網整備に対し支援するものでございます。

4緊急間伐総合支援事業費は、間伐等がおこなわれている森林を緊急に整備するために国庫補助の対象とならない森林の保育間伐や搬出間伐及び作業道開設を県単独で支援するものでございます。保育間伐につきましては、森林環境税を活用し、森林の公益的機能を効果的に発揮させるため、水源涵養機能などの公益的機能が低い人工林を整備しております。この事業は小規模林業の方々にも多く活用いただいております。

次の5みどりの環境整備支援事業費は、森林環境税を活用しまして、二酸化炭素吸収効果の高い若齢林の間伐を促進することで、地球温暖化の防止並びに森林の公益的機能を効果的に発揮させようとするものです。造林事業との併用により、所有者負担を軽減し、早期に除間伐を進めることを目的としております。

405ページをごらんください。

7森林病虫害等防除事業は、松くい虫など森林病虫害の蔓延を防ぐため、予防のための薬剤の地上散布や松の抵抗力を高める薬剤の樹幹注入、それに被害木の伐倒駆除などを実施するものです。

8の森の工場活性化対策事業費は、森林を集約化し、計画的で効率的な木材生産システムによる生産性の高い林業を推進する森の工場を整備するための事業でございます。

森の工場活性化対策事業費補助金は、作業道や高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの習得と定着を進めるため、間伐材の搬出と作業道開設に支援するものでございます。

高性能林業機械等整備事業費補助金は、効率的な作業システムによる生産性の高い原木生産を行うため、高性能林業機械の新規導入について支援するものでございます。

林内路網アップグレード事業費補助金は、木材搬出を効率的・効果的に行うため、既設作業道の改良や災害復旧に対し支援するものでございます。

最後の9原木増産推進事業費は、県内の製材工場や木質バイオマス発電施設などへの原木の確保及び皆伐の推進による原木の増産と安定供給を進めるための事業です。

林業機械開発推進事業委託料は、高知の地形に適した簡易でシンプルな架線系林業機械の開発などを検討するものでございます。

原木増産推進事業費補助金は、木材の増産と安定供給を進めるため、皆伐に必要な作業道の開設、作業ポイントの整備及び集材架線に対し支援するとともに、木材増産に必要な高性能林業機械の導入や改良、レンタルに支援をするものでございます。

当初予算は以上でございます。

次に、補正予算について御説明いたします。

お手元の資料4の議案説明書（補正予算）の194ページをお開きください。

予算総括表の上から3段目の木材増産推進課の欄をごらんください。1億886万9,000円の減額補正をするものです。

次に、歳入について御説明いたします。

201ページをお願いいたします。右の説明欄で御説明いたします。

2 国庫補助金の森林整備・林業等振興整備交付金及び森林病虫害等防除事業費補助金は、国の内示差額により減額をするものでございます。

2の基金繰入金ですが、森林環境保全基金は、当初計画に対しまして要望が少なかったため、繰入額の減額をするものです。

次の森林整備加速化・林業再生基金は、当基金を活用して高性能林業機械の導入を支援するため、基金の繰り入れをするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

202ページをお願いいたします。右の説明欄により御説明いたします。

1の緊急間伐総合支援事業費及び2のみどりの環境整備支援事業費は、当初計画に対して要望が少なかったため、減額をお願いするものでございます。

3の優良種苗確保事業費及び4の森林病虫害等防除事業は、国の内示差額により減額をするものでございます。

5森の工場活性化対策事業費は、1つ目の森の工場活性化対策事業費補助金は、当初計画に対しまして要望が少なかったため減額をするもので、2つ目の高性能林業機械等整備事業費補助金は、国の内示差額により減額をするものでございます。

6の原木増産推進事業費は、当初計画に対しまして要望が少なかったため、減額をするものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

次に、繰越明許費について御説明をいたします。

204ページをお願いいたします。

造林事業費は、国が年末に実施した補正予算に係る事業で、期日までに申請ができなかったものについて繰り越しをするものです。

次の木材安定供給推進事業費は、国の補正予算に係る事業で、事業着手が1月以降となり、十分な事業期間がとれなかったため、繰り越しをするものでございます。

森の工場活性化対策事業費は、高性能林業機械の導入について、機種選定等に日時を要したため、繰り越しをお願いするものでございます。

最後の原木増産推進事業費は、高性能林業機械の導入について、国が年末に実施いたしました補正予算に係る事業及び計画調整に日時を要したことなどにより、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で木材増産推進課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈木材産業振興課〉

◎明神委員長 次に、木材産業振興課の説明を求めます。

◎小原木材産業振興課長 木材産業振興課予算につきまして、まず当初予算案について御説明いたします。

資料2、当初予算議案説明書383ページをお開きください。

林業振興・環境部予算総括表の上から4番目にあります木材産業振興課の予算は、前年に比べ17%、金額にしまして約1億5,000万円余り減の11億230万6,000円となっております。

続きまして、407ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

科目欄の一番上、9国庫支出金は、国の社会資本整備総合交付金や次世代林業基盤づくり交付金などの受け入れでございます。

科目欄4番目の12繰入金のうち、1の特別会計繰入金の5林業・木材産業改善資金助成事業特別会計繰り入れは、特別会計からの繰入金で、木材産業等高度化推進資金として平成28年度に金融機関に預託している資金3億7,500万円余りが平成29年度に返済されてまいりますものです。

次の2基金繰入金は、森林環境保全基金からの繰り入れを計上しております。

次のページ、408ページをお願いいたします。

歳出について、右側の説明欄に沿って主なものを説明いたします。

まず、1の木材産業構造改善事業費でございますが、2つ目の事業戦略策定支援業務委託料は、製材事業者の経営力の強化に向けて事業者の事業戦略づくりやその実践サポートを経営コンサルタントなどに委託するものです。

1つ飛ばしまして、木材加工流通施設整備事業費補助金は、国の補助金を活用して製材品の品質向上のための木材乾燥機の導入を支援するものでございます。

次の県産材加工強化事業費補助金は、県内製材事業者の加工力維持及び強化のため、国

の補助事業の要件に乗らない機械・施設の更新などに助成するとともに、来年度からは木材関係団体などが行う木材乾燥など技術取得に関する研修など、人材育成にも事業メニューを拡充し支援するものでございます。

2の県産材外商推進対策事業費です。次のページ、409ページをお願いいたします。

1つ目の県産材需要拡大サポート事業委託料は、高知県木材協会に木材の流通販売に関する専属の担当者を来年度より2名から4名に体制を強化し、県内事業者が県外で行う販売活動などのサポートを委託するものです。

次の土佐の木の住まい普及推進事業費補助金は、高知県産材のPRを行っていただける県外の工務店や設計事務所などを土佐材パートナー企業として登録しまして、県外で高知県産材を使用した住宅などを建築した際に、使用した県産材の量などに応じて助成する事業で、29年度は一般住宅分として160棟分などを支援するものでございます。

次の土佐の木販売促進事業費補助金は、県産材の外商拡大を目的に県内の木材関係企業、団体で組織しています土佐材流通促進協議会が実施する県外消費への商談会や土佐材展示会の開催などを支援するものです。

次の販売拡大拠点設置事業費補助金は、関東や東海、関西などの県外消費地に設置しています29カ所の土佐材流通拠点を活用しまして、製材品の積みおろしや保管、小口配送などの経費を支援するものでございます。

1つ飛ばして、県産材販売促進検証事業費補助金は、これまで取引がなかった県外事業者に対して県外で大規模に販売するための仕組みづくりを支援するもので、協同組合高知県木材センターが行う新規取引先の開拓のための製材品のサンプル出荷や大型トレーラーを利用した関東地方などでの定期便による共同出荷に要する経費を支援するものでございます。

次の県産材ブランド化推進事業費補助金について、これまでJAS製品の流通拡大について支援してきましたが、来年度は東京オリンピック・パラリンピック関連施設の木材利用や今後の輸出に取り組む際の対応に向けて加工流通過程の認証取得に向けた取り組みへ支援するものでございます。

次の県産材輸出促進事業費補助金は、木材需要が見込まれるアジア地域をターゲットに、輸出に意欲的な県内企業と相手方企業との商談会の開催や輸出仕様の製品の出荷を支援するものでございます。

3の特用林産振興対策事業費のうち、2つ目の特用林産振興施設等整備事業費補助金は、国の補助金を活用し、市町村が行うブナシメジを生産するために必要となる施設へ支援するものでございます。

4の地域林業総合支援事業費にあります地域林業総合支援事業費補助金は、林業活性化のために地域の特色やアイデアを生かした国庫補助等に対象とならないような事業につい

て支援するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5の林業・木材産業等改善資金助成事業特別会計繰出金は、一般会計から特別会計へ必要な資金を繰り出すもので、内容につきましては、特別会計のほうで御説明させていただきます。

6の県産材用途拡大事業です。まず、CLT等輸出検討委託は、今後木材利用の拡大が期待できる台湾など東アジアにCLTを含む県産材の輸出を進めるため、現地モデル建築における活用や展示などを通じて建築や流通に関する調査を日本CLT協会に委託するものです。

1つ飛ばしまして、CLT普及促進事業費補助金は、CLT建築推進協議会が行う建築プロジェクトに必要なデータの収集や流通アドバイスの実施、設計技術に関する研修、CLTの普及に向けたフォーラムの開催などに係る経費について支援するものです。

次のCLT建築促進事業費補助金は、新しい建築部材であるCLTを活用した木造建築を推進するため、高知市や南国市の事務所などの整備を支援するものでございます。

次の非住宅建築物木造化促進事業費補助金は、SWPなど県内で開発された建築部材を活用したモデル建築物の整備への支援や木材や建築関係者の団体などで構成される高知県林業活性化協議会が取り組むモデル建築物を活用し、施工調査などを行い、開発された建築部材の改良などに対して支援するものでございます。

7の県産材需要拡大対策事業費です。まず、こうちの木住まいづくり助成事業実施確認業務委託料は、来年度よりこうちの木の住まいづくり助成事業の補助金交付申請書の確認などの業務について、高知県建設技術公社に委託するものでございます。

3つ飛ばしまして、こうちの木住まいづくり助成事業費補助金は、木造住宅を建築する助成事業で、柱や土台といった住宅の基本部材の使用量や床や壁など内装材の使用面積に応じて助成するものです。

なお、来年度は1戸当たりの県産材利用を拡大するため、県産乾燥材の使用割合を今年度70%から80%以上の木材住宅を対象とすることとしております。

次の木の香るまちづくり推進事業費補助金は、病院など公共的な施設の玄関やロビーの木質化、保育園や小中学校等の木製机、椅子などの導入、また木製の案内板やベンチの設置などに対して助成するものです。

次のページ、411ページをお願いします。

一番上の木造公共施設等整備事業費補助金は、国の事業を活用し、集会所施設などの木造化などを支援するものでございます。

8の木質資源利用促進事業費のうち、2つ目の木質資源利用促進事業費補助金は、国の事業を活用し、温泉施設や施設園芸で使用する木質バイオマスボイラー、木質燃料加工や

収集に必要とする木材破砕機や木質バイオマスを輸送するコンテナの導入などを支援するものでございます。

一般会計当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、特別会計について説明いたします。

815ページのほうをお願いします。

林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算総括表ですが、前年より若干減額し、16億568万3,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳入ですが、木材産業振興課では特別会計として林業関係の2つの制度資金を所管しております。1つが、科目欄1の林業・木材産業改善資金助成事業です。いわゆる林業改善資金です。この資金は林業用の機械、加工施設の整備などに充てるための無利子の長期資金で、歳入額は前年とほぼ同じ額を計上しております。

科目欄中段の2木材産業等高度化推進資金助成事業が2つ目の制度資金で、こちらは短期の運転資金です。

一般会計からの1繰入金と3の県債、これは独立行政法人農林漁業信用基金からの借入金ですが、この2つ合わせた7億5,000万円が平成29年度の貸付原資となります。

2の諸収入は、平成29年度の貸付金原資として金融機関に預託している7億5,000万円が平成29年9月末に利子分を上乗せして返済されてまいります。

次のページをお願いいたします。歳出についてです。

科目欄3つ目の枠、1貸付勘定ですが、右の欄の説明欄をごらんください。林業・木材産業改善資金貸付金として今年度同額の1億円の枠を設定しております。

次の科目欄2の業務勘定の林業・木材産業改善資金貸付事業運営事業費補助金は、資金を取り扱っている金融機関への助成金でございます。

科目欄下の端、木材産業等高度化推進資金助成事業費の概要につきましては、次のページをお願いします。

科目欄1の貸付勘定ですが、右の説明欄で御説明します。

貸付金として7億5,000万円を計上しています。これを金融機関に預託し、金融機関で2倍から4倍と融資枠を広げていただき、総額21億5,200万円の貸し付けを設定する計画でございます。

次の科目欄2の業務勘定のうち、地方債元利償還金と一般会計繰出金は、金融機関に預託している資金が毎年9月に償還されてきますので、それを農林漁業信用基金へ返済と県の一般会計へ繰り出すものでございます。

次のページをお願いいたします。地方債の調書です。

木材産業等高度化推進資金助成事業債は、農林漁業信用基金からの借り入れのことです

が、年度ごとに借り入れ返済額を記載しています。右端の欄が平成29年度末の現在残高となります。

以上が一般会計及び特別会計の当初予算でございます。

続きまして、補正予算について説明をいたします。

資料4、補正予算議案説明書194ページをお願いいたします。

林業振興・環境部補正予算総括表の上から4番目の木材産業振興課欄をごらんください。

総額1億6,908万9,000円の減額をお願いするものでございます。

205ページのほうをお願いいたします。

歳入ですが、科目欄の一番上、9の国庫支出金では、木材加工流通や公共建築物などの施設整備や木造住宅助成事業に充てる3つの交付金1億5,252万円余りを減額するものでございます。

12の繰入金は、公共施設等の木質化などを森林環境税を活用して支援する13の森林環境保全基金の繰り入れや木質バイオマスボイラーの導入に係る事業に活用する14の森林整備加速化林業再生基金繰り入れについて、合わせて1,297万円を減額するものでございます。

206ページのほうをお願いします。

歳出について、右の説明欄に沿って主なものを説明いたします。

次の科目欄3番目の5木材産業費です。1の木材産業構造改善事業の2つ目、木材加工流通施設整備事業費補助金は、3事業体に選木機や木材加工機の導入などを支援していましたが、入札残などが発生したこと、また1事業体につきましては、国の事業の採択にならず、他事業を活用したことから減額をするものでございます。

次の6の木材利用推進費でございます。

1の県産材需要拡大事業費のうち、こうちの木に住まいづくり助成事業費補助金につきましては、長期優良住宅に対して加算資金をしていますが、加算支援の要望が少なかったことが主な理由で減額をするものでございます。

次の木の香るまちづくり推進事業費補助金につきましては、当初予定していた事業体が他事業の活用などにより減額をするものでございます。

次の木造公共施設等整備事業費補助金は、国からの予算配分がなかったことから、本年度実施を見合わせたことが理由で減額するものでございます。

次の2の木質資源利用促進事業費補助金につきましては、木質バイオマスボイラーの導入を予定しました事業体が重油価格の下落により、当面の現行機器で導入時期の様子を見たいという経営上の理由、また木質バイオマスの専用輸送機の導入を予定していました事業体が、計画していた事業量の確保が難しくなり、採算面の理由から事業の取り下げがあ

ったことなどが減額する理由となっております。

続きまして、208ページのほうをお開きください。

次に、繰越明許費でございます。1つ目の県産材用途拡大事業費は、C L T 建築推進協議会が活動実施支援するC L T 普及促進事業費補助金において、新たな建築プログラムの事業計画の策定に時間を要して、必要な試験が年度内の完成が困難になったこと、またC L T を利用した建築物の整備などを支援するC L T 建築推進事業費補助金について、高知市及び宿毛市で整備する2施設が設計に必要な実験に時間を要し、実施設計の完成がおくれたことなどにより繰り越しをするものです。

なお、両施設とも6月末には完成する予定となっております。

次の森林資源利用促進事業費につきましては、木質バイオマスボイラーを導入する事業体が入札不調により事業計画の見直しが必要になったことなどから繰り越しをするものです。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎田中委員 木の香るまちづくり推進事業なんですけれども、今課長の説明があって、補正の中でその他事業への組み替えで900万円ぐらい減額ということで、29年度の当初においても、昨年28年度当初よりは1,000万円ぐらい少ないですかね、いつときはこの事業は大変申し込みが多かって、なかなか充当できないということもあったと思うんですけれども、今の状況はどうですか。

◎小原木材産業振興課長 当然予算をつくるときには全部要望をとって作り上げているんですけれど、諸事情の中で事業の見直しとかでやめられるところが若干出てきているのも事実でございます。人気自体は一定あると思っていますけれども。

◎田中委員 大分浸透してきたというか、利用されたところはもうあって、学校施設、机とか椅子というのが主になってくると思うんですけれども、結局学校であると、市町村が2分の1の負担ですよ。事業は導入したいんだけど、自治体によってはそこを市町村が捻出できないということもあったりして、この2分の1の負担、結局市町村の負担なんですけれども、公共的なことなんで、できないかと思うんですけれども、御所見はいかがですか。

◎小原木材産業振興課長 2分の1という部分ですね、事業としてはハードとは言いませんけれども、2分の1、普通やったら3分の1というケースもあるんで、補助率としては比較的高い事業だと理解しているんですけれども、ただ利用の面で市町村からそういった予算面で厳しいということも聞いておりますんで、また導入するもの自体が高い部分もあるかもしれませんので、作り手側のほうでできるだけリーズナブルなものをつくっていただくという、そういった取り組みも一方でやっていきたいなと考えております。

◎田中委員 おっしゃっていただいたように、制約があるじゃないですか、そういった意

味でいわゆる普通の学校で今使っている机であれば、パイプじゃないということで、なかなか1個当たりが高いということもあると思うんですよ。ぜひおっしゃっていただいたように、1個当たりのコストを下げ、この事業が使えるように努力をしていただきたいと思いますので、要請をしておきます。

◎坂本（茂）委員 1つは、木材加工流通施設整備事業費補助金の関係ですけれども、これ今年度は半分近く減額して、先ほど入札減の問題とか、いろいろあったわけですが、来年度の予算では一気に減額していますよね、3,500万円に。これ確かにそういう実績がないから来年は減額するということなのか、来年も言うたら見込みがなかなか立っていないということでこれほど減額されているのか。だとしたら、この補助事業の仕組みそのものが例えば使い勝手が悪いとか、そんなことがあるのかないのかななどはどうなんでしょう。

◎小原木材産業振興課長 この事業は国の事業を活用させていただいた事業でございます、予算時のときに予算要望を照会した中で、今回この1件というか、3,700万円程度は出てきたということになっております。使い勝手の部分では、国の事業でございますので、費用対効果とかという部分が比較的厳しい部分がございますので、その面でちょっとしんどい部分が事業体によってはあるかもしれません。例えば現況の施設に対して2割アップとか3割アップとか数量を伸ばさないかとかという、中にはそういうのもございますので、ちょっとしんどい部分かもしれません。

そういったときには、県単のほうでちょっと事業費としては小さくなりますけれども、一定の対応はさせていただいていると考えております。

◎坂本（茂）委員 その一方で、木造公共施設整備事業費補助金、これは今年度の半分ぐらいを減額補正して、来年度はどんとふやしていると、ここはそれだけ活用の見込みが立っているのかどうかについて。

◎小原木材産業振興課長 基本的に先ほどと同じでして、皆さんに要望をとらせていただいたものを積み上げたものを出していますので、その中で予算を要求させていただいているということになります。

◎坂本（孝）委員 輸出促進事業、これはアジアをターゲットにして商談会なんかをやるということですが、具体的にどこの国でどんな形で、いつごろとかというのはわかっていますか。

◎久川企画監 昨年度は、バイヤーの招聘も含めて7件実施しまして、国としましては韓国、フィリピン、台湾でございます。それで、県内の9事業体が相手企業、49事業体に対して商談等を行いまして、結果的に新規の契約まで至ったのは3件なんですけれども、まだ見積もりであるとか、モデル品を出したりするのでいろいろ継続をしているところでございます。

◎坂本（孝）委員 3契約以外で、今後の見通しとしてはどんな感じですか。

◎久川企画監 見通しといたしますか、例えば韓国、一番市場としては大きいんですけど、日本全国からいろんな材も行っていきますし、それから中国へ渡ったものが安く加工されてということがあって、品質はよくても価格面が厳しいという状況に入っていることは確かです。

◎吉良委員 補正予算で木質資源利用促進事業費が3,550万円という大きい額を減額されているんですけども、それに対応して本年度当初予算も1億円ですかね、やっぱりこのバイオマスがどうもよろしくないということですか。

◎小原木材産業振興課長 理由としてはランニングのところでは木質系、すごくメリットが出ていたときもあったんですけども、重油価格がかなり下がってしまった関係で、皆さんからいうと、今でしたら重油を使ったほうが安いとかというところがあって、新しい機器にかえるところが少し鈍っているというのが大きな原因です。

◎吉良委員 生産者、この前行ったときも大分つくっていましたが、なかなかこれは大変ですよ。うまく循環させていくという当初の考え方からいうと随分と困難ですけど、その辺についてはどのように考えていますか。

◎小原木材産業振興課長 私どももそうはいっても、幾つかのところにつきましては、環境面でいいとか、コスト以外のところの面で入れていただけたところもございまして、そういったところにつきましては、今までの事例みたいなものも紹介しながら、掘り起こしてみたいことも一定しております。

それで、ペレットの関係につきましては、予算とは直接関係しないんですけども、各家庭でストーブというか、ペレットのストーブとかがありますので、事業経営している人はコストのほうになかなか厳しい部分があるかと思っておりますけれども、各家庭のほうであれば、そういう付加価値というか、火を見るということに対して心地よさとかという部分がありますので、例えばそういったところの紹介みたいなことをして、裾野を広げていきたいと考えて、機会があるときにはそういうPRもさせていただいております。

◎吉良委員 生産者に対して価格保障みたいなこともしながら、その家庭での利用を図っていくということはないんですか。

◎小原木材産業振興課長 基本的には、もう民衆の取引の中で、特にうちのほうでその辺の支援はちょっと、そういうペレット購入に対しての支援はしていません。

◎吉良委員 時々そうした重油の需給によって随分とこれは需要も変わってくるということは、非常にリスクのあるビジネスモデルだと押さえていいわけですか。

◎小原木材産業振興課長 逆に価格自体は安定しているというのが強みだと思っております。価格自体は、ペレット自体というのは、何年か前からずっと同じ値段で行っていません。逆に重油のほうが高値下して、当てにならない部分があると思っております。それと、この環

境的な意味合いと経済的な意味合いがありまして、やっぱりバイオマスを使うことによって、森林整備が進むという面、CO₂を抑制するという環境面、それと例えば重油のボイラーですと、重油を買われるわけですから、その部分の金というのは県外というか、国外に出ていくわけです。今木質のボイラーの関係で使われているのは、約3万立方ぐらい使っていて、重油で換算しますと、約6,000キロリッターぐらいになります。それに単純に80円掛けると4億円ぐらいが県内に還元していると考えれば、その経済効果が大きいと考えていますので、その上でしっかりやっていかないとというのが認識でございます。

◎久保副委員長 私も今坂本委員がお聞きした、700万円弱予算計上しているCLTの輸出の委託料ですかね、これももう少し詳しく中身を。

◎小原木材産業振興課長 CLTの輸出の委託料の関係ですけれども、現在輸出につきましては、台湾をターゲットと考えています。台湾につきましては、もともと木造自体はそんなに多い土地柄のところではございませんけれども、環境に配慮した建築が始まっていて、木材利用に非常に積極的なところがございます。それと台湾は森林自体はあるんですけれども、実際はほぼ禁伐でして、丸太で1%ぐらいしか自給率がないということで、ほぼ輸入に頼っているという条件でございます。現在、CLTの建物が4つぐらい建っていて、非常に日本とも以前からなじみがあって、建築基準法も日本に近いような格好の中で運用がされているとお聞きしてまして、CLTについても同じようなぐあいで、同じような運用されるんじゃないかとお聞きしています。

それと、台湾は地震国でありまして、日本がやっぱり地震国ということもございまして、そういった面で日本との建物について非常に安心・安全という面で高いということがございます。そういった面でちょっと台湾を一つターゲットにしようかと考えています。

現在、台湾に日本CLT協会等々で協議会を中につくってまして、高知県もメンバーに入っていたり、専門家のメンバーもいるんですけれども、今年度そういったことで台湾を調査して、入っている会の中のところで、一つ物件みたいなもの、CLTの建物を建てる物件がどうもいけそうな感じがございます。つくっていただけそうなものがございますので、その物件を利用しまして、実際やってみる中で課題みたいなもの、建築の課題であったりコストの課題、流通の課題を探ってみて、今後そういったものを解決しながら、輸出に向けて取り組んでいきたいと考えています。成果的には、CLTの大体48立方ぐらい、県内のコンテナを台湾のほうに出していきたいと。それはCLTだけじゃなしに、県産材も含めてそういうのを出して、向こうで見てもらうことによって、今後CLTを含めて県産材のPRして、相手方とうまいこと関係づくりしながら、今後の輸出の拡大に努めていきたいというのも、成果を狙っていけばとそんなところでございます。

◎久保副委員長 委託事業ですんで、委託先というのはどういうところを考えているのか

ということと、それと今高知県が入っている会というのはどういう、国内の会ですか、向こうの会ですか。

◎小原木材産業振興課長 まず、委託先につきましては、日本CLT協会でございます。日本CLT協会では、協会内にCLT輸出事業の検討準備会というのをつくっていただきまして、その中に首都大学の権藤教授とか、民間の専門家の知見の高い方とかおって、我々高知県も参加して、輸出に向けた検討の勉強会をしているところです。その中で、今年度職員も含めて台湾のほうに調査に出かけまして、その中で可能性があるということで、この事業を取り組もうと考えております。

◎久保副委員長 台湾という、中国もですけども、民間もですけども、行政なりが結構いろんなことをするにしても、影響力が持っているお国柄ですんで、そういう意味では、今まで私なんか観光を昔やっていたりして、向こうの政府ともつながりもあります。当然観光だけでなく、今産振なんかすごく向こうの政府なんか関係ありますんで、向こうの窓口なり、受け皿みたいのところを探すときに、行政のほう、向こうの政府をうまくあいに活用してやれば、効果的のところを紹介してくれると思いますんで、今回委託先が日本CLT協会に、そこに随契かなんか私も承知していませんけれども、その後の向こうの受け皿といいますか、窓口になるところを探すときに、向こうの政府を使うのが効果的だと思いますんで、ぜひ、その方向でやっていただけたらと思います。

◎明神委員長 去年か台湾へ行ったときにね、昔統治しよった日本が、政府の建物を純日本建築でやったらいいですけども、物すごく湿度が高くて、虫が食べて早くぼろぼろになったという話を聞きましたから、台湾へ輸出するときには防虫加工したCLTで輸出しないと、虫が入って早く話が行き詰まってしまうと思いますので、そこら辺注意してやっていただきたいと、これは要請で。

それでは、質疑を終わります。

〈治山林道課〉

◎明神委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎松嶋治山林道課長 まず、平成29年度一般会計予算について御説明いたします。

資料②議案説明書（当初予算）の412ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

7 分担金及び負担金は、1 分担金の林道開設事業等に係る国有林に関係する分担金でございます。

2 負担金は、市町村の分担金となっております。

9 国庫支出金の1 国庫負担金は、林地災害復旧事業に、2 の国庫補助金は次のページにあります林道事業、治山事業に、14 災害復旧費補助金は林道災害復旧事業にそれぞれ充てるものでございます。

そのページの下から4段目、14諸収入の3過年度収入は、主に公共事業に係る後進地域補助率差額による収入でございます。

次に、414ページをお願いします。

15県債は、各事業を行うに必要な起債充当分でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

415ページをお願いします。

最下段の7林道費では、国有林路網の骨格として欠くことのできない林道の整備を計画的に進めてまいります。

右の説明欄で説明させていただきます。

1 林道開設事業費は、国庫補助事業により林道の開設を行うものです。

県営事業費は、広域的な林道を県営事業として実施をいたします。

また、林道開設事業費補助金は、市町村が実施します小規模な利用区域の林道開設に補助するものです。

416ページをお願いします。

2 林道改良事業費は、既設林道の機能向上を図るものです。

3 林道舗装事業費は、輸送力の向上や通行の安全を確保し、林道の質的安全を図るものです。

4 道整備交付金事業費は、国の交付金を活用しまして林道の開設や改良・舗装など、総合的な林道整備を行うものでございます。

これらの事業で合わせまして、林道開設を大豊町の奥大田三谷線を初め26路線で、林道の改良をいの町長沢川口線初め12路線で、林道の舗装を栲原町根ぶき谷初め5路線でそれぞれ実施する予定でございます。

次の5緑資源幹線林道事業費は、緑資源機構が平成19年度までに整備してきた幹線林道開設事業に対する県の負担金で、平成40年までの債務負担により支出することになっております。

このほか林道事業につきましては、平成29年度は各林業事務所で協議会を設置いたしまして、市町村や林業事業者の方々と調整を図りながら効果的な林道整備を進めていきたいと考えております。

次に、8治山費でございます。治山事業では、県民の安全・安心な暮らしを守るため、山地災害の復旧や水源地域の荒廃保安林の整備、また震災対策としての予防的な治山などに引き続き取り組んでまいります。

右の説明欄で御説明いたします。

1 山地治山事業費から次の417ページの4山地防災事業費までの事業で、近年災害の復旧を中心に、東洋町ナゲ谷を初め69カ所で事業を実施する計画です。

次の5災害関連緊急治山等事業費から7の林地崩壊対策事業費までは、当年度に発生する災害に備えて当年度に緊急に対処するための予算を計上しております。

8山地災害防止事業費は、県営事業で国庫補助の対象とならない3施設の維持修繕工事や震災対策としての避難路、避難場所を保全するための山地災害の復旧などを実施します。

また、山地災害防止事業費補助金は、市町村実施の小規模な山地災害復旧事業の補助となっております。

9保安林整備費は、森林法に基づきます林地開設の許認可業務と保安林の指定や解除など管理業務に要する経費でございます。

418ページをお願いします。

説明欄の10治山計画費は、国への予算要求に必要な事業計画書の作成や治山施設の点検を行うための委託経費となっております。

11国直轄治山事業費負担金は、国が直接実施しています民有林内の大規模な災害復旧事業に係る県の負担金でございます。

次の15災害復旧費の3林道災害復旧費は、28年災害の残事業と29年災害に対応するもので、次のページの4林地災害復旧費は、29年の施設災害復旧の予算でございます。

以上、治山林道課の平成29年度当初予算は64億3,000万円余りで、対前年度比105%、金額で3億5,900万円余りの増となっております。

以上で平成29年度当初予算についての説明を終わります。

続きまして、平成28年度2月補正予算について御説明をいたします。

資料④議案説明書（補正予算）の211ページをお願いします。

歳出予算の主なものについて御説明をいたします。

7林道費及び212ページの8治山費につきましては、国の内示額が予算を下回ったことにより減額をするものでございます。

213ページの15災害復旧費のうち、1林道災害復旧事業費につきましては、国の災害査定を全て終え、事業費と補助率の決定があったことから、所定額の増額をするものでございます。

次、214ページをお願いします。

4林地災害復旧費は、28年度の該当する災害がなかったということから、全額を減額するものでございます。

以上、2億9,190万円余りの減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明します。

216ページをお願いします。

新たに市町村が実施します林道改良事業や林道災害復旧事業について繰り越しをお願い

するものでございます。

理由といたしましては、林道沿線での間伐材搬出の実施や、下方道の災害復旧工事による通行制限などにより進捗のおくれを生じたことによるものでございます。

次に、変更につきましては、次の217ページをごらんくださいませ。

林道開設や治山工事の県事業につきましては、12月議会において補正前の欄のとおり翌年度にまたがります工期設定の繰越承認をいただいているところでございますが、今回その後、年度内の完成が見込めなくなった箇所につきまして繰り越しをお願いするものでございます。理由といたしましては、用地交渉や計画調整に日時を要したことが主なものとなっております。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。

218ページをお願いします。

国の経済対策によりまして、復旧治山工事につきまして債務負担行為をお願いするものでございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈新エネルギー推進課〉

◎明神委員長 次に、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 まず、平成29年度一般会計予算案について御説明をいたします。

議案説明書（当初予算）の資料②の421ページをごらんください。

歳入について御説明いたします。

10財産収入の2利子及び配当金にあります22地域環境保全基金利子収入は、環境省から県に交付されました地域環境保全対策費補助金を原資として積み立てた地域環境保全基金の運用益の見込み分となっております。

次の25こうち型地域還流再エネ事業配当収入は、県、市町村、県内事業者等の3者の共同出資により設立しました発電事業会社の太陽光発電事業から得られた利益を出資に応じて受け取る配当金でございます。

次の12繰入金のこうちふるさと寄附金基金繰り入れは、こうちふるさと寄附金基金からの繰入金を歳出予算事業の環境活動支援センター事業費の財源の一部として受け入れるものです。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

422ページをお開きください。

右の説明欄にあります予算の主なものを御説明させていただきます。

まず、2 環境活動支援センター事業費の環境活動支援センター事業実施委託料は、県民の環境活動や環境学習を支援するための事業を実施する高知県環境活動支援センターの運営を委託により実施するものでございます。

次の3 地球温暖化対策推進事業費のデマンド監視委託料は、県有施設に30分ごとの平均使用電力を監視するデマンド監視装置を設置しまして、各施設の電気のピークカットにより基本料金を削減するほか、オンラインサービスにより電気使用量を見える化することで、適切な節電につなげ、電力量料金の削減を図るなどのエコオフィス活動を推進するため、委託により実施するものです。

次に、2つ下のパンフレット等作成委託料は、今年度改定作業を進めております高知県地球温暖化対策実行計画に基づく普及啓発活動を効果的に実施するため、パンフレット等の作成を委託するものでございます。

次に、423ページをごらんください。

4 エネルギー対策費でございます。3つ下にあります小型風力発電事業化促進事業費補助金は、出力20キロワット未満の小型風力発電の導入を促進するため、県内事業者等が行う事業可能性調査や設計に係る経費に対し新たに支援するものでございます。

次の5 地球温暖化防止県民会議活動推進事業費の県民会議活動推進事業実施委託料は、高知県地球温暖化防止県民会議を構成する県民部会と事業者部会のそれぞれの運営を委託し、県民や事業者と連携・協働して県民運動として温暖化防止活動を実施しようとするものです。

当課の一般会計予算の平成29年度当初予算案の歳出の総額は、1億1,433万2,000円となり、前年度の当初予算額と比べて1,700万円余りの減となっております。

続きまして、424ページをごらんください。

債務負担行為について御説明をいたします。

これまで単年度の委託として実施してきた環境活動支援センター事業を効果的な事業実施を行う観点から、平成29年度から平成31年度までの3年間の委託事業として行うため、支出予定額3,242万7,000円を計上しております。

以上で平成29年度当初予算案についての説明を終わります。

続きまして、平成28年度2月補正予算案について御説明いたします。

議案説明書（補正予算）の資料④の219ページをお開きください。

歳出について、右にあります説明欄に基づき説明させていただきます。

1 エネルギー対策費の地産地消型再生可能エネルギー調査委託料は、地域で生み出す再生可能エネルギーをできるだけ地域で消費する再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりについて、詳細な可能性調査業務の委託をするものです。昨年度モデル地域として可

能性調査を実施しました市町村と連携しまして、本年度はさらなる詳細調査を行うことを予定しておりましたが、事業化には一定の市町村負担が伴うことや、エネルギー供給先として予定しておりました市町村施設の建てかえ時期がまだ具体化していないことなどによりまして、市町村との連携が整わなかったことから、調査実施を見送り減額するものです。

今後は、市町村等が施設新設の機会などに同様の取り組みを検討していただきますよう引き続き市町村等へ情報提供などを行いますとともに、再生可能エネルギーの自家消費などの地産地消の仕組みづくりに取り組んでまいります。

次に、国庫支出金精算返納金でございます。詳細な内容につきましては、補足説明資料により御説明をさせていただきます。

補足説明資料の赤いインデックス、新エネルギー推進課をお開きください。

平成25年度に環境省から県に交付されました補助金18億円を原資として積み立てたグリーンニューディール基金を活用しまして、防災拠点や避難所となる県有施設等に非常時に必要なエネルギーを確保するための太陽光発電設備や蓄電池等を整備いたしました。

平成28年8月に繰り越しとなっていました事業1件が終了し、全事業が終了したことに伴い、基金の積立額と運用益から成る活用可能金額18億845万9,148円から設備の導入や事業の運営に要した事業費等17億1,304万6,308円を差し引いた残額の9,541万2,840円を国庫へ返還するものです。

なお、この基金により平成25年度からの3年間で、次ページ以降にありますように市町村等施設64施設、民間1施設、県有施設13施設の計78施設への太陽光発電設備等の整備を行っております。

以上、当課の補正予算案は歳出7,758万円の増額となっております。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西森委員 デマンド監視委託料ですね、これ事業の目的としている民間団体へのエコを期する活動にも広げていっているということになっていませんか。

◎山下新エネルギー推進課長 この予算で計上していますデマンド監視委託料は、県有施設で県がCO₂排出削減するためにやっている事業で、民間事業については詳細は把握しておりませんが、やられている事業もあろうかとは推測いたします。

◎西森委員 県でやるのはわかっているんですけども、県でやって、確かに効果があるんだということになったときに、県以外のいろんな事業所であるとか団体に対しても、このくらいの効果がありますよという、そういった宣伝というか、そういうところにつながっていくのかどうかをお聞きしたかったんです。

◎山下新エネルギー推進課長 現在の段階では、この県の取り組みについては、詳しくは御説明をまだしていない段階ですので、いただいた意見、当然有効な形になろうかと思ひ

ますので、民間事業のほうでも環境マネジメントシステムなんかを取得してやられている企業さんございますので、こうした県の実績なんかも情報提供していきたいと思います。

◎西森委員 せっかくいい形の成果というか、出ているのであれば、それをしっかり伝えていくということも大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

あと、小型風力発電の事業化の促進の補助金なんですけれども、これは何カ所ぐらいでその調査をするのか。

◎山下新エネルギー推進課長 県内の民間事業者さんがやることに対して支援ということを用意しているんですが、大体200万円ぐらいの調査費用がかかるだろうと想定し、2分の1の補助ということで、100万円ぐらいかかるとして、県内3カ所程度で300万円という予算を計上させていただいております。

◎西森委員 そうすると、少ないのかなという気がするんですけども、それは調査をして、それからここはいいねと、なかなか風もいい風が吹いているということになると、具体的にそこにそしたら小風力を設置していくのはどこがやっていくことになるんですか。

◎山下新エネルギー推進課長 今回補助を行いました補助先の民間事業者さんが風況を詳細に調査しまして、十分事業として成り立つということであれば、固定価格買取制度に乗っていただいて、その価格で売電をしていただいて、収益を上げていただくということを予定しております。

◎西森委員 もしその3カ所で、これほどこもなかなか難しいですねということになった場合、ほかのところの調査とかということも今後進めていくのかどうか。

◎山下新エネルギー推進課長 おっしゃられるように、風況のいいところに限られますので、県内でいえば主に東部、西部の海沿いとか、あるいは四国山地のあたりの風の強いところと限られてきます。補助の申請をしていただくときに、もととなる風況調査をやられているNEDOとかという団体がやっている風況調査がございますので、そういうことを参考にしながら、補助事業として有効に活用できるかどうかということを見ながら補助採択なんかをしていきたいと考えています。

◎西森委員 そもそもこの補助金というのは、民間の事業所が小風力を進めていくために調査をする、それに対して県が補助を出すということですけども、その実際の目的というのは、高知県内全体での小風力を県としては進めていこうという考えがもとにあるということではないんですか。

◎山下新エネルギー推進課長 今背景としまして、まず高知県で導入されている事業は一件もございません。全国的にぼちぼち出てきて、例えば北海道でしたら20件ぐらい出ていると、それから秋田県でも13件ぐらい既に導入されているといった事実がございます。高知県ではまだ導入事例がないということで、高知県においてもぜひ一つの手段として、再生可能エネルギーを進めていく中の手段としてやっていただきたいというのは、当然うち

のほうでも今考えていることではございますが、何分出力が小さいものということと、適地が限られるということなので、大幅な導入設備の拡大とか、地点が幾つも出てくる、何十点、何百地点ということになるとは考えていないんですけど、可能性としてできるものは全て進めていきたいという背景でこういう事業を今回つくっております。

◎坂本（茂）委員 予算そのものについてはついていないかと思うがですけども、もともと課段階の予算見積もりの中では、小水力発電の分も要求しとったがですね。ところが、査定で落ちたのかどうかあれですけども、小水力のほうも今までもいろいろ検討はしてきていると思うんですけども、さらに継続するという思いはあったんですかね。

◎山下新エネルギー推進課長 小水力発電も当然、出力は小さいですが、有望な方法とも思っております。今回、予算要求の段階で当然予算要求もさせていただいていたんですが、うちのほうも十分積み切れていない、候補地点がどのぐらいあるかとか、十分積み切れていない部分もありまして、もう少し精査をして、必要なかも精査した上で、また改めてそういう支援を検討していくことは考えております。

なお、支援策としましては、現在国のほうの補助金も2分の1ございまして、小水力発電はそちらは使えるような形になっております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあした行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（異議なし）

◎明神委員長 異議なしと認めます。

それでは、以後の日程については、あす午前10時から行いますので、よろしく申し上げます。

本日の委員会はこれで終了します。

（16時35分閉会）